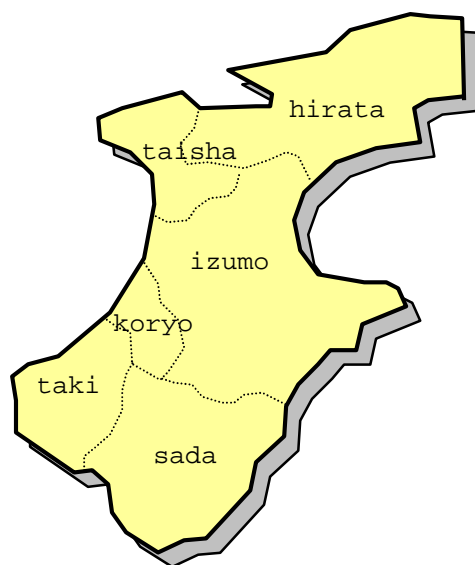


第 2 回 出雲地区合併協議会

会議資料



日 時：平成 16 年 4 月 16 日（金）午後 2 時

場 所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

出雲地区合併協議会委員等名簿

所 属	市長・町長	議 長	議 員	学識経験者		
出雲市	にしおまさひろ 西尾理弘	みかみたつお 三上辰男	てらだまさひろ 寺田昌弘	にしだいくろう 西田郁郎	ふくだやすとも 福田康伴	ますはらひさこ 増原久子
平田市	ながおかひでと 長岡秀人	つねまつよしゆき 常松吉幸	ひのよしゆき 日野恵行	はらだせいぞう 原田清造	くまがみわこ 熊谷美和子	いいつかとしゆき 飯塚俊之
佐田町	あらかし 荒木 孝	ふかいてつお 深井徹郎	やまもときょうたろう 山本京太郎	いいつか つとむ 飯塚 勉	わたなべよしはる 渡部良治	みしまたきこ 三島多喜子
多伎町	いとう ゆたか 伊藤 裕	なぎらかずとし 柳樂和利	さかね まちる 坂根 守	いしとび ただし 石飛 正	いしとび え み こ 石飛工ミ子	いしとび たけし 石飛 赳
湖陵町	くわはらとしゆき 桑原壽之	たちばなよしなり 立花祺也	おむらひろゆき 小村宏行	なぎらかずお 柳樂和夫	みはらしんじ 三原伸治	いまおかしゆんこ 今岡純子
大社町	たなかかずひこ 田中和彦	さぬきよしたか 佐貫吉孝	こぶくやすまさ 古福康雅	むるやりゆういち 室家隆一	きむらまきえ 木村槇江	いわいしひでかず 岩石秀一
共通委員				ばんだいのぶお 萬代宣雄	[いずも農協代表理事組合長]	
				えだこだか 江田小鷹	[出雲商工会議所会頭]	
				みよしきよふみ 三好清文	[平田商工会議所会頭]	
				いまおかにざえ 今岡仁左恵	[佐田町商工会会長(4町代表)]	

会長、 副会長

出雲地区合併協議会小委員会委員名簿

		総務・企画 小委員会	福祉・教育 小委員会	産業・建設 小委員会
出雲市	議会委員	寺田 昌弘	寺田 昌弘	三上 辰男
	学識委員	西田 郁郎	増原 久子	福田 康伴
平田市	議会委員	常松 吉幸	日野 恵行	日野 恵行
	学識委員	原田 清造	熊谷美和子	飯塚 俊之
佐田町	議会委員	山本京太郎	山本京太郎	深井 徹郎
	学識委員	三島多喜子	飯塚 勉	渡部 良治
多伎町	議会委員	坂根 守	坂根 守	柳樂 和利
	学識委員	石飛 正	石飛工ミ子	石飛 赳
湖陵町	議会委員	立花 祺也	小村 宏行	立花 祺也
	学識委員	柳樂 和夫	今岡 純子	三原 伸治
大社町	議会委員	古福 康雅	古福 康雅	佐貫 吉孝
	学識委員	岩石 秀一	木村 槇江	室家 隆一
共通委員		江田 小鷹	萬代 宣雄	三好 清文
		今岡仁左恵		

委員長、 副委員長

顧 問	たじまよしすけ 田嶋義介	[島根県立大学総合政策学部教授]
	よしはらひろつく 吉原弘次	[島根県出雲総務事務所長]

監査委員	かつべいちろう 勝部一郎	[出雲市監査委員]
	たたのこうぞう 多々納幸造	[大社町監査委員]

出雲地区合併協議会幹事会名簿

所 属	助 役
出雲市	野津邦男
平田市	加田幹男
佐田町	田中雄治
多伎町	石飛友治
湖陵町	山根貞守
大社町	藤原博志

幹事長、 副幹事長

各市町合併担当部課長等名簿

所 属	氏 名	職 名
出雲市	黒目俊策	出雲市総務部長
	児玉進一	出雲市総務部次長
	山田俊司	出雲市総務部合併推進課長
平田市	荒木 隆	平田市総務部長
	松田隆昭	平田市総務部総務課長
	川瀬 新	平田市総務部総務課 課長補佐
佐田町	大谷昌武	佐田町合併対策室長
	佐貫 守	佐田町合併対策室 課長補佐
多伎町	石飛正登	多伎町理事
	森脇悦朗	多伎町総務課長
湖陵町	森山 均	湖陵町総務課長
大社町	影山雅夫	大社町広域振興課長

出雲地区合併協議会事務局職員名簿

役 職	氏 名	所属市町等	備 考
事務局長	妹尾克彦	出雲市	総括
参 与	太田 均	島根県総務事務所	専門的助言・調整
事務局次長 兼 計画班長	坂本純夫	平田市	総務班・計画班（新市建設計画、財政計画関係）担当
事務局次長	石田 武	大社町	調整1班・2班・3班担当
総務班長	三浦俊明	多伎町	庶務・広報、会議運営
調整1班長	今岡範夫	湖陵町	総務・企画、財政、議会、消防関係
調整2班長	山本 積	佐田町	住民・福祉、教育・文化関係
調整3班長	糸賀敬吉	出雲市	産業、建設・上下水道関係
総務班員	長廻修一	出雲市	
計画班員	妹尾淳也	出雲市	
	松浦健一郎	大社町	
調整1班員	林 辰昭	出雲市	
調整2班員	原 康正	平田市	
調整3班員	金築教治	平田市	

第 2 回出雲地区合併協議会会議次第

日時：平成 16 年 4 月 16 日（金）午後 2 時～

場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 多目的室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 会議録署名委員の指名について

4 議 事

(1) 報告事項

報告第 10 号 総務・企画、福祉・教育及び産業・建設小委員会報告について

報告第 11 号 電算システム選定委員会の選定結果について

(2) 議案事項

議案第 12 号 合併の方式について

議案第 13 号 新市の名称について

議案第 14 号 新市の事務所の位置について

議案第 15 号 慣行の取扱いについて

議案第 16 号 条例、規則等の取扱いについて

議案第 17 号 電算システムの取扱いについて

議案第 18 号 各種事務事業の取扱いについて

議案第 19 号 各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて

議案第 20 号 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて

議案第 21 号 各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて

議案第 22 号 各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて

議案第 23 号 各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて

議案第 24 号 各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて

議案第 25 号 各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて

議案第 26 号 各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて

- 議案第 27 号 各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて
- 議案第 28 号 各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて
- 議案第 29 号 各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて
- 議案第 30 号 各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについて
- 議案第 31 号 各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いについて
- 議案第 32 号 各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて
- 議案第 33 号 各種事務事業（建設関係）の取扱いについて
- 議案第 34 号 各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて
- 議案第 35 号 各種事務事業（都市計画関係）の取扱いについて
- 議案第 36 号 各種事務事業（防災関係）の取扱いについて
- 議案第 37 号 各種事務事業（新エネルギー・省エネルギー関係）の取扱いについて
- 議案第 38 号 公共的団体等の取扱いについて
- 議案第 39 号 使用料、手数料等の取扱いについて
- 議案第 40 号 補助金、交付金等の取扱いについて
- 議案第 41 号 各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて

(3) 協議事項

- 協議第 1 号 合併の期日について
- 協議第 2 号 議会議員の定数及び任期の取扱いについて
(総務・企画小委員会付託)
- 協議第 3 号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
(産業・建設小委員会付託)
- 協議第 4 号 特別職の身分の取扱いについて (総務・企画小委員会付託)
- 協議第 5 号 各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて
(産業・建設小委員会付託)

5 その他

6 閉会

第2回出雲地区合併協議会会議録署名委員

	議会委員	学識経験委員
第2回	平田市	湖陵町
氏名		

報告第 10 号

総務・企画、福祉・教育及び産業・建設小委員会について、次のとおり報告する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

総務・企画、福祉・教育及び産業・建設小委員会報告について

出雲地区合併協議会小委員会設置規程第 7 条の規定に基づき、第 1 回総務・企画、福祉・教育及び産業・建設小委員会を開催したので、報告する。

第1回 総務・企画 福祉・教育 産業・建設 小委員会（合同）開催内容

- 1．日時：平成16年4月7日（水）15:00～17:00
- 2．場所：出雲市今市町北本町 出雲交流会館 2階会議室
- 3．議題：

（1）合併協定項目の取扱いについて

* 第1回合併協議会で提案した「議案第10号 出雲地区合併協議会合併協定項目について」で、「引継ぎ」と区分した項目のうち、下記2項目を除く24項目については、原案のとおり「2市5町合併協議会の調整方針を尊重し、そのまま引き継ぐもの」として確認した。

* 合併協定項目6．慣行の取扱いのうち、「市の花、木、鳥、魚」についても、「市章」と同様に合併時に定めてはどうかとの意見があり、市長・町長会での検討を求めることとした。

* 合併協定項目24．各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いのうち、「高齢者介護手当等支給事業」について、下記のような意見があり、これらの意見を踏まえて市長・町長会での検討を求めることとした。

- ・介護施設等の入所を何ヶ月も待っておられる方があると聞いている。そういう状況の中で、家庭介護ということも重視する観点から、この手当は新市においても引き継ぐべきでないか。
- ・この手当は介護する方への奨励的な手当で、十分に意義があった。しかし、介護保険制度が育っていく中では、このような手当ではなく、様々な介護サービスを受けるといった社会的介護の方向へ向かっていくのではないかと考える。
- ・今後の高齢者介護の動向も見ながら、この手当のように介護する人に対する慰労金的な考え方でなく、家族で介護をするために、どうしたら良い介護ができるのか、介護を受ける人の立場に立って、この手当に替わるような手立てを新たに検討するという事を、追加記載してはどうか。

(2) 小委員会の公開について

* 出雲地区合併協議会会議運営申し合わせ事項に基づき、小委員会の原則公開について再確認し、運用については、各委員長と事務局で調整を図ることとした。

(3) 今後の小委員会の日程について

* 4・5月の小委員会開催日程を下記のとおり決定した。

		10:00～12:00	13:00～15:00	15:00～17:00
4月	19日(月)	産業・建設	総務・企画	福祉・教育
	30日(金)	産業・建設	福祉・教育	総務・企画
5月	19日(水)	産業・建設	総務・企画	福祉・教育
	31日(月)	産業・建設	福祉・教育	総務・企画

(4) 委員長・副委員長の選出について

* 小委員会毎に、下記のとおり正副委員長を選出した。

	総務・企画小委員会	福祉・教育小委員会	産業・建設小委員会
委員長	湖陵町 柳樂 和夫	佐田町 飯塚 勉	多伎町 柳樂 和利
副委員長	多伎町 石飛 正	平田市 熊谷美和子	出雲市 三上 辰男

報告第 11 号

電算システム選定委員会の選定結果について、次のとおり報告する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

電算システム選定委員会の選定結果について

平成 16 年 3 月 20 日、電算システム選定委員会を開催し、以下のとおり選定を行ったので報告する。

通信事業者（情報センター～新市庁舎間）の選定

- 1 住民情報系ネットワーク・戸籍ネットワーク・内部情報系ネットワークの主回線

西日本電信電話株式会社（NTT 西日本(株)）

- 2 住民情報系ネットワークの予備回線

出雲ケーブルビジョン株式会社
株式会社エネルギー・コミュニケーションズ

議案第 12 号

合併の方式について、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

合併の方式について

合併協定項目 1 . 合併の方式については、次のとおりとする。

出雲市、平田市、簸川郡佐田町、同郡多伎町、同郡湖陵町及び同郡大社町を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

議案第 13 号

新市の名称について、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

新市の名称について

合併協定項目 3 . 新市の名称については、次のとおりとする。

「 出 雲 市 」

議案第 14 号

新市の事務所の位置について、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

新市の事務所の位置について

合併協定項目 4 . 新市の事務所の位置については、次のとおりとする。

新市の事務所の位置は、出雲市今市町 1 0 9 番地 1 (現出雲市役所)
とする。また、現有庁舎を有効活用し、出雲市庁舎を本庁、それ以外の
庁舎を支所とする。

議案第 15 号

慣行の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

慣行の取扱いについて

合併協定項目 6 . 慣行の取扱いについては、次のとおりとする。

1 市章及び市民憲章

市章については、合併時に定め、市民憲章については、新市において制定する。

2 市の花、木、鳥、魚及び歌

市の花、木、鳥、魚及び歌については、新市において検討する。

議案第 16 号

条例、規則等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

条例、規則等の取扱いについて

合併協定項目 8 . 条例、規則等の取扱いについては、次のとおりとする。

条例・規則については、各協議項目の調整方針に基づき統一を図り、新市における事務事業に支障をきたさぬよう整備するものとする。

参考資料：別紙のとおり

別 紙

《新設合併における条例・規則等の取扱い》

(1) 原則

新設合併の場合、それまで旧市町で施行されていた条例、規則等はすべて効力を失うことになるため、新市において必要な条例・規則等はすべて合併後にあらためて制定し、施行させる。

ただし、新市発足時から新市の首長や議会が成立するまでの間（合併後あらためて制定するまでの間）条例、規則等が制定されないとなると、事務事業の円滑な移行に支障をきたし、住民にも不利益を招くおそれもあることから、その間に事務処理に不都合のないように、市長職務執行者が専決処分又は暫定施行させる必要がある。

【市長職務執行者】

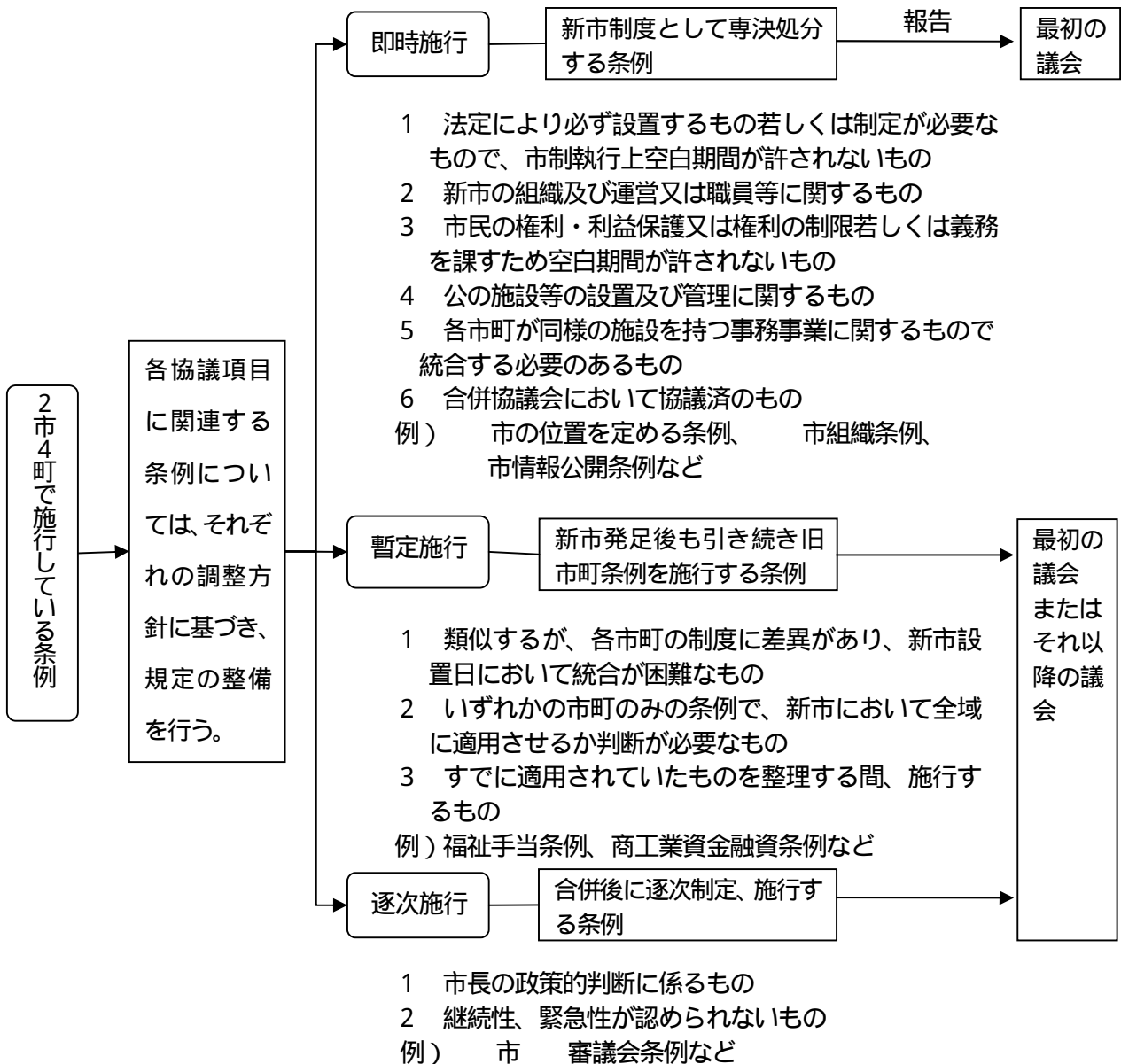
職務執行者は、2市4町の市長、町長が協議して決定する。（地方自治法施行令第1条の2）

職務執行者の権限

暫定予算の調製、執行（選挙費、人件費、事務費、維持管理費等）

条例、規則等の専決処分、暫定施行

(2) 条例の施行方法



議案第 17 号

電算システムの取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

電算システムの取扱いについて

合併協定項目 23 . 電算システムの取扱いについては、次のとおりとする。

電算システムの統合については、合併時に住民サービスの低下を招くことのないように、下記のような方針で調整するものとする。

記

- (1) 合併時に円滑な移行ができるよう早期に調整を行い、電算システムの構築を図るものとする。
- (2) 電算システムの統合に係る経費については、極力抑えるよう努めるものとする。
- (3) 電子自治体推進、住民サービスの公平性の観点から地域情報化に対応するよう努めるものとする。
- (4) 今後の電算システムの新規開発については、2市4町間で調整を図りながら行っていくものとする。

議案第 18 号

各種事務事業の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業の取扱いについて

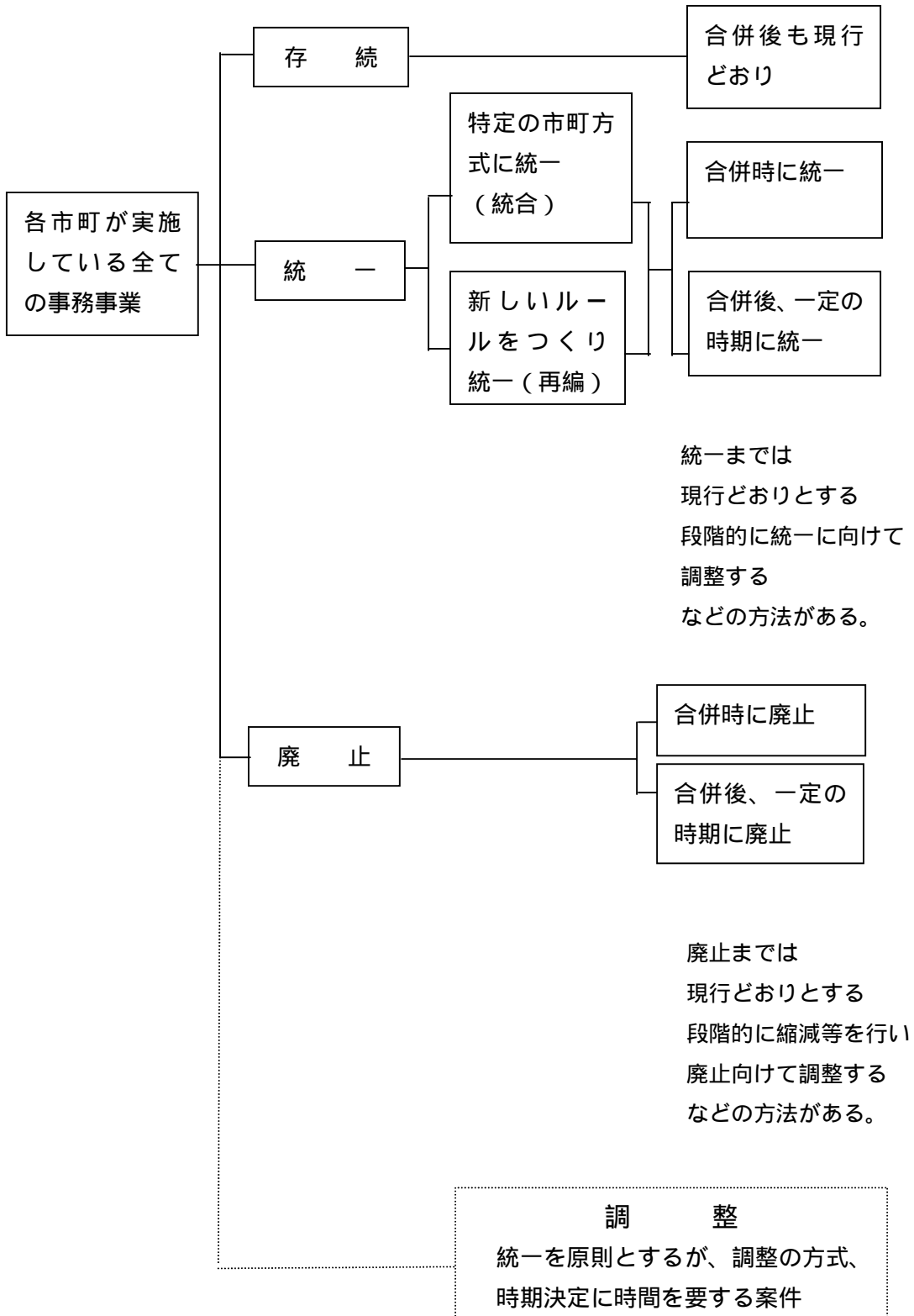
合併協定項目 24 . 各種事務事業の取扱いについては、別紙の基本方針に沿って進めるものとする。

事務事業調整の基本方針

<p>基本原則</p>	<p>行政制度、事務事業の調整にあたっては、以下の基本原則を踏まえて行われる必要がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一体性確保の原則（新市移行に際し、住民生活に支障の出ないよう、速やかな一体性の確保に努めること） 2 住民福祉向上の原則（住民サービス、福祉の向上に努めること） 3 負担公平の原則（新市において住民負担格差を生じさせないように努めること） 4 健全な財政運営の原則（新市における健全財政運営の確保に努めること、また、新市の規模に適合した事務事業運営の確保に努めること） 5 行政改革推進の原則（費用対効果、行政と民間の役割分担、行政支援のあり方など、事務事業の見直しに努めること）
<p>調整方針</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 調整の基本的な考え方 「合併の是非判断」の具体的協議材料として、また、仮に合併した場合において、関係住民が行政制度の違いにより混乱したり、不利益を受けたりすることがないように、行政制度や事務事業について、事前に、住民生活に及ぼす影響等を含め協議し、その調整の方針等について決定する。 (1) これまでの各市町のまちづくりの歩みを尊重しつつ、新市での速やかな融合、一体化が図られ、合併の効果がメリットとして発揮できるよう努める。 (2) 合併後のまちづくりによって、新市の住民生活のより一層の向上を図り、新市住民が等しく高い水準の行政サービスが享受できるよう努める。 (3) 地方分権、地方財政制度の変革など、自治体を取り巻く環境変化への対応について十分留意し、事務事業調整と財政試算を連動させた調整に努める。 2 具体的調整方針 各市町のまちづくりの歴史に配慮しつつ、合併時に一元化を図るものと、合併後に一元化を図るもの、合併後も現行どおり存続させるものを明確に区分する。 住民生活に影響のある項目については、試算等を組み込むなど具体的に提示する。特に負担増を伴うものについては、具体的な理由等を明示する。 各事務事業調整項目の基本方針を協議することとし、詳細については行政事務レベルで調整を図るものとする 事務事業調整の基本的区分は次頁のとおりとする。

事務事業調整の基本区分

(事務事業の取扱い)(統一の方式) (時 期)



事務事業調整基本区分の解説

(1) 存続

6市町同一であるため、現行のまま新市に引き継ぐ
それぞれ異なっているが、現行のまま新市に引き継ぐ

(2) 統一

市(町)の例により調整する

* 合併時

* 合併後(概ねの時期の設定、経過措置等も含め)

新たに制度化、新たなものとして再編する

* 合併時

* 合併後(概ねの時期の設定、経過措置等も含め)

(3) 廃止

廃止の方向で調整する

* 合併時

* 合併後(概ねの時期の設定、経過措置等も含め)

(4) 調整

* 基本区分については、(1)~(3)を一原則とするが、各市町の地域環境などから、統一方式の特定や統一時期の目途が立たないものについては、時間をかけて調整するという取扱いをとる。

(現行どおり存続ではないが、統一手法、時期が特定できない案件など)

〔調整手順〕

手順1:(事務事業の取扱い)について、表中の「存続」「統一」「廃止」を選択する。

手順2:「存続」を選択した場合、同一か異なっているかを判断する。異なっている場合は相違点について整理する。

手順3:「統一」を選択した場合は、(統一の方式)について、「統合」か「再編」かを判断する。

手順4:「統合」を選択した場合は、どの市町の例によるかを決定し、統一の時期を決定する。(合併後の場合は概ねの年次、経過措置等も含め検討)

手順5:「再編」を選択した場合は、再編の具体的な内容(困難な案件は方向性)を決定し、統一の時期を決定する。(合併後の場合は概ねの年次、経過措置等も含め検討)

手順6:「廃止」を選択した場合は、廃止の理由、廃止後の問題はないのかなどを整理し、廃止の時期を決定する。(合併後の場合は概ねの年次、経過措置等も含め検討)

事務事業調整の進め方

調整基礎作業

- 1 事務事業調整「項目」整理
- 2 調整区分「ランク」付け
 - A 協議会検討項目
 - B 幹事会検討項目
 - C 専門部会検討項目

- * 住民生活に関連の深い事項
- * 行政運営重要事項

分科会（24）担当者レベル

* A～C調整方針（案）検討

↓ * A～C調整方針（案）提案

専門部会（8）部課長レベル

↓ * A～B調整方針（案）提案、Cについては報告

幹事会（助役）

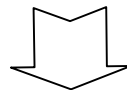
↓ * A調整方針（案）提案、Bについては必要に応じ報告

市長・町長会

↓ * A調整方針（案）提案、Bについては必要に応じ報告

協議会

A項目について協議検討し決定
B項目の必要項目について調整方針の報告を受ける



決定事項：合併協定書にまとめ

注意：すべての段階において再検討となった項目は、この作業の繰り返しとなる。

議案第 19 号

各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（総合計画関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 総合振興計画

総合振興計画（地方自治法第 2 条第 4 項に基づく基本構想）については、新市建設計画に基づき、新市において速やかに策定するものとする。なお、新市において策定するまでの間は、新市建設計画をもってこれに代えるものとする。

2 土地利用計画・国土利用計画

土地利用計画、国土利用計画については、新市において策定する。

議案第 20 号

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（広報広聴関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 広報紙の発行

広報紙は、毎月 2 回発行する。なお、発行日及び配布方法については、合併時まで調整する。

2 広報広聴事業

広報事業については、広報紙、ホームページをはじめ、テレビや新聞、有線放送や防災行政無線などの媒体を利用し、実施する。広聴事業については、地区懇談会の開催や、電子メール、手紙、ファクシミリなどのさまざまな手段を活用し、実施する。

議案第 21 号

各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（国内・国際交流関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 国際友好都市交流事業
姉妹都市及び友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 国際交流活動事業
国際交流活動事業については、現行の事業を新市に引き継ぎ、新市において速やかに調整する。
- 3 外国青年（国際交流員）招致事業
外国青年（国際交流員）招致事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 国内友好都市交流事業
国内友好都市については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第 22 号

各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（男女共同参画関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 男女共同参画条例

男女共同参画に係る条例については、「男女共同参画による出雲市まちづくり条例」、「平田市男女共同参画基本条例」を参考に、新市において住民参画のもとで速やかに制定する。

2 男女共同参画に係る施設

男女共同参画に係る施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、施設の運営形態及び事業については、新市において調整する。

議案第 23 号

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 情報公開制度・個人情報保護制度

情報公開制度及び個人情報保護制度については、合併時に出雲市の例により統一する。

議案第 24 号

各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（儀式・表彰関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 名誉市民制度

名誉市民制度については、新市において定めるものとする。なお、現在の各市町の名誉市民及び名誉町民は、新市においても名誉市民として引き継ぐ。

2 栄典、褒章

表彰制度については、新市において定めるものとする。

議案第 25 号

各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（金融機関等の指定）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 指定金融機関

指定金融機関については、いづも農業協同組合を指定する方向で合併時までに調整する。

2 指定代理金融機関

指定代理金融機関については、山陰合同銀行、島根銀行及び出雲信用組合を指定する方向で合併時までに調整する。

3 収納代理金融機関

収納代理金融機関については、鳥取銀行、島根中央信用金庫、しまね信用金庫、中国労働金庫、みずほ銀行、島根信用漁業協同組合連合会及び日本郵政公社を指定する方向で合併時までに調整する。

議案第 26 号

各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会
会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（障害者福祉関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 障害者団体補助事業

障害者団体補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新たな補助基準を設け、継続して実施する。

議案第 27 号

各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（高齢者福祉関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 敬老記念事業

敬老記念事業については、次のとおりとする。

記念品贈呈の対象は、満年齢を基準とした喜寿・米寿・100 歳以上に統一し、永年婚・三世同居は対象外とする。記念品の金額等については、新市において調整することとし、温泉の無料開放サービスなどの実施を検討する。

式典については、新市で統一した開催は行わないが、分散しての開催について、新市において検討する。

2 高齢者生活福祉センター事業

高齢者生活福祉センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 在宅介護支援センター運営事業

在宅介護支援センター運営事業については、各市町が行ってきた基幹型・地域型の機能は現行のとおり新市に引き継ぐ。

4 高齢者介護手当等支給事業

介護の社会化、介護保険サービスの定着・普及の観点から平成 16 年度をもって事業は廃止する。

議案第 28 号

各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（児童福祉関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 地域子育て支援センター事業
地域の実情に合わせ、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 母子家庭等入学祝金
母子家庭等に対して小中学校の入学時等に給付している入学祝金等については、新市において新たな給付基準を定めて継続実施する。

議案第 29 号

各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（その他福祉関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 社会福祉協議会運営費助成

新市で統合設置される社会福祉協議会については、地域福祉の中心的役割を明確にし、事業内容に見合った運営費（人件費等）助成を合併時まで検討する。

2 社会福祉施設整備費補助事業

次の内容を基本とする要綱を新市で策定し、整備費助成を行う。

《対象施設》

新市で策定する各種施設整備計画に基づき整備する社会福祉施設等
《補助内容》

新築・改築・増築

国庫補助基準額または民間補助金の補助基準額からそれぞれ国県補助額または民間補助金額を控除した額を補助額とする。ただし、施設種別により運営費に借入金償還金財源が含まれない場合などにおいて、補助金を上乗せすることができるものとする。

拡張、大規模修繕等

整備費が当該施設の年間運営費の 5 % 以上の場合に限り、その整備費から国県等の補助金を控除した額の 1/2 を補助額とする。

議案第 30 号

各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（人権・同和関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 人権施策基本方針

同和教育啓発基本構想等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において人権問題に関する住民意識調査の実施、関係者等の参画による策定委員会等を設置し、人権施策基本方針を策定する。

議案第 31 号

各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（文化・スポーツ関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

【芸術文化事業】

- 1 指定文化財
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 2 文化財保護審議会
文化財保護法に基づき、新たに設置する。
定数、任期及び委員構成等は新市において調整する。
- 3 文化財等補助金
現行のとおり新市に引き継ぎ、文化財の状況等を踏まえ、新市において速やかに統一する。
- 4 文化事業補助金等
文化事業の補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後において調整する。
- 5 文化イベント
現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 6 文化交流事業
現行のとおり新市に引き継ぐ。

7 文化施設事業

現在各施設で行っている文化事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市の総合的な文化施策を検討する中で調整する。

運営形態（組織等）については、現行のとおり新市に引き継ぎ、そのあり方について新市において検討する。

休館日や予約方法等の運営規定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

8 文化施設使用料等

現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、類似施設間で相当の格差がある施設については、合併時まで調整する。

また、減免制度については、地域の教育・文化の振興に寄与する公益的団体及び事業を対象として、合併時までその基準を調整する。

【社会体育事業】

9 社会体育施設管理運営

次の方針に基づき、合併時から別紙に定める社会体育施設管理運営・使用料徴収金額表のとおり統一する。

(1) 供用時間は、類似施設毎に原則同一とし、申請方法等その他の運営基準については、可能な限り統一する。また、運営情報のネットワーク化によって住民の利便を図る。

(2) 地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、受託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。

(3) 管理運営主体が異なる場合も施設運営基準は調整し、均衡を図る。

(4) 学校体育施設の地域開放を積極的に推進する。

10 社会体育施設使用料

次の方針に基づき、合併時から別紙に定める社会体育施設管理運営・使用料徴収金額表のとおり統一する。

(1) 施設使用料は、受益者負担を原則とし、施設用途・規模別・当該施設の状態などを基準に、類似施設とのバランスを考慮した基本使用

料を設定する。ただし、類似施設がないものについては、現行どおり新市に引き継ぐ。

(2) 減免制度は、地域における社会体育振興等に寄与する公益的な利用目的・対象に限定し、その運用基準(適用範囲・減免率等)を明確にした制度とする。

(3) 管理運営主体が異なる場合も使用料基準は調整し、均衡を図る。

11 スポーツ大型イベント事業

従来各イベントが果たしてきた役割や歴史、参加者の期待を考慮し、新市移行後も当面は従来どおり開催を継続する。

将来的には、新市事業としての目的を明確にし、主催・共催の区分並びに類似イベント等の整理を図ることが必要であり、新市移行後の開催を通じて、開催時期並びに運営体制等を検討・調整する。

12 スポーツ関係法人

現行の法人との関わりを維持し、新市において次の方針を踏まえた施策の整理・推進を図る。

(1) スポーツ関係法人の果たすべき役割と活動範囲(対象地域・事業)を整理・調整する。

(2) スポーツ振興事業の自立的な展開・体制の確立に向けた NPO 等の役割向上と活動の活性化を積極的に誘導・支援する。

13 体育諸団体(体育協会、生涯スポーツレクリエーション協会、スポーツ少年団本部)

次の方針に基づき、新市を統括する組織の設立と円滑な運営を支援するとともに、新市統括組織の機構、役割を踏まえ、従来の地域活動が後退することがないように支援体制を維持していく。

(1) 現市町における関係団体の意向、組織体制等を踏まえ、新市の統括的組織・機構の設立に向け、情報提供、意見調整等の支援を行う。

(2) 現市町における関係団体の現行事業の継続的展開と地域間の連携・調整による新たな事業及び交流の拡大を推進する。

(3) 新市統括組織の機構、役割を踏まえ、自立的な活動を維持・推進

できる事務局人員が確保できるよう措置する。

14 体育諸団体運営費補助金

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において、次の方針に基づく新たな補助基準を設けて調整する。

- (1) 運営費補助金の交付は、新市における統括団体に対して行う。
- (2) 地域におけるスポーツ事業が後退しないよう活動実績を考慮する。
- (3) 地域間・部門間の均衡を失しないよう、対象構成員規模等を考慮する。
- (4) 当該団体の組織体制並びに新市の機構・施策との関わり等を考慮する。
- (5) 新市全域を対象とする事業は、新市のスポーツ振興事業として支援する。

別紙

社会体育施設運営・使用料徴収金額表

区分	項目	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	項目	項目	項目	項目
	施設区分	体育館		野球場	
	施設概要	体育館 (660㎡～1,299㎡) 正規のバスケットボールコートが1面・ハレーボールコートが2面とれる。 地域規模の大会等が開催できる。	体育館 (659㎡以下) ハレーボールコートを2面とることが困難。	野球場 (10,000㎡以上) 公式戦を開催できるグラウンド並びにスタンド等が整備された施設	野球場 (9,999㎡以下) 公式戦の開催が困難な施設
	対象施設	湖陵勤労者体育センター(906㎡) 出雲市体育館(899㎡) サン・アビリティーズ(735㎡) 多伎町体育館(1,050㎡) 平田市立体育館(1,355㎡)	出雲市西部体育館(638㎡) 多伎勤労者体育センター(628㎡)	平田市民球場 湖陵総合公園(野球場)	榊原運動広場 平成スポーツ公園野球場
営業日等	休館日	年中無休			
	開館時間	8:30～22:00(原則・大会等の場合は別途対応)			
	利用可能時間	9:00～22:00(原則・大会等の場合は別途対応)			
年間計画 利用調整	利用調整の要否	要			
	調整対象	下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 その他市長が認めるもの			
申請方法	申請方法	予約(電話可) 申請書の提出			
	受付期間	一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から、 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。			
使用料	使用料納付方法	申請時又は使用日までに前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行			
	施設使用料 (占用の場合)	使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 1,000円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	使用料(照明使用料を含む・全面の場合) 500円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	基本使用料 1,500円/時間 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価)円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	基本使用料 1,000円/時間 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価)円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税
	備品使用料	個人利用の場合 100円/時間 (但し、運営上可能な施設に限る。)			
	減免制度	無料			
	運営形態 (規定)	<p>本市に所属する下記団体の活動(全額免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) その他市長が認めるもの(全額・半額免除) <p>1 は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画に盛り込まれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。</p> <p>2 その他認めるもの(別途申請により認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 身体障害者の利用 公的な事業、行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか) <p>地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、委託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。</p>			

別紙

社会体育施設運営・使用料徴収金額表

区分	項目	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	野球場	テニスコート	多目的広場	多目的広場
	施設区分	野球場	オムニコート	クレート等	多目的広場 (照明施設を有するもの)
	施設概要	施設的に不十分で、現時点では使用料の徴収に耐えられない施設			照明施設を有し、夜間利用可能な施設施設
	対象施設	斐伊川河川敷公園野球場	平成スポーツ公園(テニスコート) 真幸ヶ丘公園(テニスコート) 湖陵総合公園(テニスコート)	大社町民運動場(テニスコート) 平田市民テニスコート 愛宕山庭球場 多伎町テニスコート 一の谷公園(テニスコート) 佐田町運動場(テニスコート)	(照明施設は有しないが施設的に良好なもの) 照明施設を有せず夜間利用ができないが、比較的的良好な施設で使用料の徴収に耐えられる施設 平田公園多目的グラウンド 湖陵総合公園(多目的広場) 平田中央スポーツ公園多目的グラウンド (平田中学校家庭としての使用と社会体育施設使用の併用)
営業日等	休館日			年中無休	
	開館時間			8:30 ~ 日没 ~ 9:00 ~ 22:00	
	利用可能時間			8:30 ~ 日没 ~ 9:00 ~ 22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)	
年間計画 利用調整	利用調整の要否			要	
	調整対象			下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 その他首長が認めるもの	
申請方法	申請方法			予約(電話可) 申請書の提出	
	受付期間			一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から、 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から、 申請時又は使用日までに前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行	
使用料	施設使用料 (占用の場合)	基本使用料 無料	基本使用料(1面) 一般 400円/時間 高校生 300円/時間 中学生以下 200円/時間 照明使用料(照明施設がある場合) その他(現単価)円/時間 営利目的の場合、基本使用料の3倍額 消費税は内税	基本使用料(1面) 無料 照明使用料(照明施設がある場合) (現単価)円/時間 消費税は内税	基本使用料 500円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 消費税は内税
	備品使用料			無料	
	減免制度			無料	
運営形態 (想定)	管理運営主体				
					新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) その他市長が認めるもの(全額・半額免除)
					1 は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画に盛り込まれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 2 その他認めるもの(別途申請により認定)身体障害者の利用 公共的な事業、行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)
					地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、委託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。

社会体育施設運営・使用料徴収金額表

別紙

区分	項目	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	多目的広場	ニュースポーツ競技場	ボール	ボール
	施設区分	多目的広場 (施設的な整備・拡充が必要なもの)	ターゲットバードゴルフ場	ターゲットバードゴルフ場	ターゲットバードゴルフ場
	施設概要	施設的に不十分で、現時点では使用料の徴収に耐えられない施設	ターゲットバードゴルフ場 グラウンドゴルフ場	ターゲットバードゴルフ場 グラウンドゴルフ場	ターゲットバードゴルフ場 グラウンドゴルフ場
	対象施設	一の谷公園(自由広場) 南部ふるさと広場(多目的広場) わかあゆの里(多目的広場) 朝山森林公園 斐伊川河川敷公園 大社町民運動場 多伎町多目的運動場	斐伊川河川敷公園ターゲットバードゴルフ場	湖陵町運動広場 平成スポーツ公園(ゲートボール場) 真幸ヶ丘公園(ゲートボール場) 南部福祉センター(交流センターゲートボール場) 斐伊川河川敷公園ゲートボール場 多伎町ふれあい広場	平田市民ボール 出雲市営ボール
営業日等	休館日		年中無休		9/1 ~ 6/30
	開館時間		8:30 ~ 日没・9:00 ~ 22:00		9:00 ~ 19:00
	利用可能時間		8:30 ~ 日没・9:00 ~ 22:00 (原則・大会等の場合は別途対応)		9:00 ~ 19:00
年間計画 利用調整	利用調整の要否		要		
	調整対象		下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 その他市長が認めるもの		
申請方法	申請方法		予約(電話可) 申請書の提出		
	受付期間		一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から、 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。		
使用料	使用料納付方法				申請時又は使用日までに前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行
	施設使用料 (占用の場合)	基本使用料 無料	基本使用料 無料	基本使用料(1回) ・屋根つきの場合 250円/時間 ・照明ありの場合 100円/時間 その他 営利目的の場合、基本使用料は3倍額 消費税は内税	基本使用料(1回) 大人 300円・高校生 150円 中学生以下 100円・入場者 100円 団体使用(20人以上)の場合、2割引 占用使用 3,000円/時間 消費税は内税
備品使用料	備品使用料	無料	無料	無料	無料
減免制度	減免制度	新市に所属する下記団体の活動(全額免除) ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) その他市長が認めるもの(全額・半額免除)	1 は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画に盛り込まれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 2 その他認めるもの(別途申請により認定)身体障害者の利用 公共的な事業、行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)		
運営形態 (想定)	管理運営主体		地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、委託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。		

別紙 社会体育施設運営・使用料徴収金額表

区分	項目	項目	項目	項目
基本事項	施設用途	相撲場	武道場	その他の特定施設
	施設区分	相撲場	弓道場	陸上競技場・スケート場・水泳スポーツ施設ほか
	施設概要			地域内に類似する施設が無(特定の用途に供される施設、若しくは多様な機能等を有する広域的施設等)
	対象施設	一の谷公園相撲場 愛宕山相撲場	一の谷公園弓道場 佐田町運動場(弓道場)	平田市立宍道湖公園湖遊館 平田市立中央スポーツ公園陸上競技場 平田市B&G海洋センター 出雲健康公園(出雲ドーム・クラブハウス・健康センター・スポーツコート)多目的広場 出雲健康公園(少年野球・ソフトボール場) 長浜中央公園(天然芝生多目的広場) 多伎町健康増進センター(446m)
営業日等	休館日	年中無休		
	開館時間	9:00～22:00		
	利用可能時間	9:00～22:00		
年間計画 利用調整	利用調整の要否	要		
	調整対象	下記団体の主催・主管大会等 ・体育(レクリエーション)協会加盟団体 ・スポーツ少年団本部 ・小体連・中体連・高体連 その他市長が認めるもの		
申請方法	申請方法	予約(電話可) 申請書の提出		
	受付期間	随時	随時	一般利用の場合 使用日の属する月の前月初日から、 大会利用の場合 開催日が属する月の1年前から。
	使用料納付方法			申請時又は使用日までに前納(現金) 必要な場合は請求書・納付書を発行
使用料	施設使用料 (占用の場合)	基本使用料	無料	現行どおり
	備品使用料	無 料		
	減免制度	<p>新市に所属する下記団体の活動(全額免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・体育(レクリエーション)協会加盟組織 ・スポーツ少年団 ・地域スポーツクラブ(総合型) <p>その他市長が認めるもの(全額・半額免除)</p> <p>身体障害者の利用 公共的な事業・行事 (公民館・小中学校・体育指導委員協議会ほか)</p> <p>1 は、地域における社会体育の振興を目的としてあらかじめ事業計画に盛り込まれたものに限る。但し、別途に事業費補助等を受ける大会等を除く。 2 その他認めるもの(別途申請により認定)</p>		
運営形態 (想定)	管理運営主体	<p>地域における利用ニーズに対応した施設運営と社会体育関連団体等の育成を図るため、運営形態は社会体育関連団体等への委託方式を基本とする。但し、当面は現行のまま新市に移行し、委託団体(社会体育関連団体等)の育成と体制の確立を図る。</p>		

議案第 32 号

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成16年4月16日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについて

合併協定項目24．各種事務事業（学校教育関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

【小中学校事業】

1 小学校の校区の設定

一部で実施している選択校区制度、特認校制度及びスクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

2 中学校の校区の設定

一部で実施している選択校区制度、スクールバスの運行等を含め、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 校区外通学許可基準

出雲市の例により合併時に統一する。

4 学校施設の整備計画

各市町の整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において調整する。

5 小中学校理科学習事業

小中学校理科学習事業における出雲科学館の施設学習は、現行のとおり新市に引き継ぐが、学習機会の公平性の観点から、合併後速やかに、新市の教育振興に係る事業計画を定める中で調整する。

6 その他の施設利用学習

現行のとおり新市に引き継ぐ。

7 スクールヘルパー事業

学校現場におけるさまざまな教育課題について、各学校のニーズに応じて児童生徒等への教育的支援が必要である。

新市においては、出雲市におけるスクールヘルパー事業をもとに、次のような教育支援を行っていく必要があり、合併時に新たに制度化する。

地域の人材活用による教育支援

「個に応じた教育」、「開かれた学校づくり」、「地域に根ざした特色ある学校づくり」の観点から、低学年における担任補助の支援、コンピュータ活用、部活動、学校図書館経営等への支援が必要な学校に対して、地域の人材を活用したヘルパー支援。

特別な支援が必要な児童生徒への支援

A D H D や L D 傾向のある児童生徒や不登校傾向の児童生徒等が在籍する学校にあっては、個別のカリキュラムによる学習支援や個別の援助を行うヘルパー支援。

8 スクールカウンセラー配置事業

直接的には県事業であるが、高度で専門的な知識・経験を有する職で絶対数が少なく人材確保が困難なうえに、報酬単価が高く予算上の問題などから、各学校での相談時間には限りがあるのが現状である。

しかしながら、主に心の問題を抱えた児童生徒や保護者、教職員のための教育相談機能の充実はぜひとも必要であることから、県配置のスクールカウンセラーの補完的な役割を担う相談員の配置について、合併時に新たに制度化する。

9 小中学校外国語指導

国際理解を深めるために、英語を中心とした外国語学習の推進は重要であり、小学校の段階から慣れ親しむ必要がある。

J E T プログラムによる A L T や民間の人材を活用するなど、各市町でそれぞれ内容は異なっているが、現行のとおり新市に引き継ぐ。

ただし、小・中学校への派遣日数については充実を図る必要があり、新市において調整する。

10 不登校対策事業

不登校及び不登校傾向のある児童生徒に対する相談、指導等の支援を行う「不登校対策事業」として合併時に新たに制度化する。

11 特別支援教育事業

自閉症やLD、ADHD傾向のある児童生徒等に対して、特に専門的な知識や経験等をもとに、特別な教育的支援を行う「特別支援教育事業」として合併時に新たに制度化する。

12 義務教育就学奨励事業（公立・私立）

国の補助基準に基づき、実施する。

13 遠距離通学対策事業

スクールバスの運行及び遠距離通学費補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において地域の実情等を考慮し、速やかに補助基準等を調整する。

盲ろう唖児童生徒就学奨励事業については、出雲市の例により実施する。

14 学校用バス運行事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において事業（校外活動や部活動への支援）のあり方を検討する中で調整する。

15 各種大会参加費補助（部活動）

現行のとおり新市に引き継ぎ、平成17年度からは補助対象（対象者、対象の事業・規模・経費等）の1/2を補助することを基本に新たに制度化する。

【幼稚園事業】

16 幼稚園運営

公立幼稚園の運営については、3歳児保育、障害児等の保育、預かり保育、送迎バスの運行等も含めて現行のとおり新市に引き継ぐ。

なお、3歳児保育や預かり保育の実施については、子育て支援の観点から、地域的な事情や民間の保育施設との競合などの点を考慮しながら、新市に移行後できるだけ早い段階で調整するものとする。

17 幼稚園保育料・入園料

入園料は、徴収しない。

保育料は、合併年度は現行のとおりとし、翌年度から月額6,000円に統一する。

18 幼稚園就園奨励事業（公立・私立）

世帯の所得状況に応じて保護者の経済的負担の軽減を図る目的から

新市においても事業を実施する。

事業内容については、国の基準により統一する。

なお、公立及び私立ともに同様の取り扱いとする。

19 幼児教育振興計画

新市において、幼稚園の運営方法や幼稚園と保育所のあり方も含めて検討する中で、幼児教育に関する基本的な方針を策定するものとする。

20 幼稚園施設整備計画

各市町の整備計画については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において調整する。

【学校給食事業】

21 学校給食事業の運営方法

現行のとおり、新市に引き継ぐ。

給食施設については、施設・設備の老朽化、安全衛生基準に配慮し、新市において、統廃合を検討する。

学校給食会は、当面現行のとおりとする。

22 給食費

当面は現行のとおりとする。

ただし、食材費以外（光熱水費等）の経費は、新市の予算で対応する。

議案第 33 号

各種事務事業（建設関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（建設関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（建設関係）については、次のとおりとする。

1 占用料

認定道路占用料については、合併時に道路法施行令第 19 条の 2「乙地」に準拠することとし、出雲市の例により統一する。

普通河川道路等占用料については、合併時に、道路は、認定道路占用料に準拠し、準用河川及び普通河川は、島根県流水占用料等徴収条例を準用している出雲市及び平田市の例により統一する。

なお、それぞれの占用について、減免規定及び占用料の適用時期については、合併時まで調整する。

2 道路の整備方針及び計画

現行のとおり新市に引き継ぎ実施し、新市において新市建設計画との整合を図りながら、合併後 3 年を目途に新たな計画を策定する。

他事業に関連する道路整備については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

3 市道・町道の整備基準

現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後 3 年を目途に平坦部、山間部等地域の実情にあわせて統一した基準を設ける。

4 港湾の占用料、使用料条例

合併時に多伎町の例により新市に引き継ぎ、料金については、島根県港湾施設条例の「甲港湾」の料金を準用する。

5 急傾斜地崩壊対策事業分担金

新市の受益者分担金については、平成 17 年度以降に新規事業採択されるものから適用し、平成 16 年度以前に事業採択されるものについては、現行のとおりとする。

受益者分担金は、事業費から国庫補助金及び県負担金を控除した額のうち工事費の 2 分の 1 とし、受益者の状況等に応じた減免措置について新市において検討する。

6 土木委員制度

新市における公共事業の推進を図るために、土木委員制度の制度化を図る。任期は 3 年を 1 期とし、再任を妨げない。また、地区委員会・評議員制度を採用する。

定数については、制度化されている 2 市 4 町は現定数を尊重することとし、未制度化の 4 町は既に制度化されている 2 市町の選出規模と地域の実情を勘案して、合併時まで調整する。

報酬額及び土木委員の役割については、現状を考慮し合併時まで調整する。

議案第 34 号

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（公営住宅関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 市・町営住宅の入居者の選考方法

新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制（申込み順）による選考に統一する。

2 市・町営住宅の家賃調整等

現行のとおり新市に引き継ぐが、平成 18 年 4 月 1 日から新たに家賃算定基準を統一し、家賃の調整を行う。

家賃の調整に当たっては、利便性係数の統一を行い、利便性係数最大 0.3（30%）の中で、設備的条件による係数は 0.06 に抑えながら、残りの立地的条件による係数を多く配分し、0.00～0.12 とする。

これに伴い家賃が上昇する入居者については、平成 18 年 4 月 1 日から最長 5 年を限度とした負担調整期間を設ける。

3 市・町営住宅の収納事務等

市町営住宅の家賃納入方法については、合併時に直接納付と口座振替の併用方式に統一する。

家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、現行のとおり新市に引き継ぎ、平成 18 年 4 月 1 日から、市民税非課税世帯は家賃減免率 10%等を定めた出雲市営住宅家賃減免及び徴収猶予取扱要綱に基づき施行する。なお、減免率が引き下げとなる平田市においては、平成 18 年 4 月 1 日から最長 5 年を限度として段階的に家賃減免率を引き下げる。

家賃滞納整理については、合併時に平田市営住宅等家賃滞納整理事

務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。

4 特定優良賃貸住宅の入居者の選考方法

新築の場合は、現行のとおり抽選により選考するが、空家の場合は、合併時に登録制（申込み順）による選考に統一する。

5 特定優良賃貸住宅の家賃調整

現行のとおり新市に引き継ぐが、家賃の減額方式については、平成 18 年 3 月 31 日から廃止する。なお、この場合、廃止後最長 5 年を限度とした負担調整期間を設ける。

6 特定優良賃貸住宅の収納事務等

家賃減免及び徴収猶予取扱要綱については、入居者が中堅所得者を対象としていることから、合併時に廃止の方向で調整する。ただし、市民税非課税世帯に対する減免については、合併の前日に現に減免を受けている入居者が、合併後引き続き市民税非課税世帯となっている期間に限り、合併後最長 5 年間減免に係る廃止の適用は除外する。

家賃滞納整理事務処理については、合併時に、平田市営住宅等家賃滞納整理事務処理要綱に基づいた事務処理に統一する。

7 若者定住向け公社賃貸住宅の家賃調整等

現行のとおり新市に引き継ぐ。

8 市・町営単独住宅の維持管理及び家賃の調整

入居者に対する住宅修繕費の負担及び住宅の保管義務並びに公営住宅の家賃との均衡を保持するなど公営住宅に準じた取扱いとなっており、現行のとおり新市に引き継ぐ。

9 住宅マスタープラン

合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに住宅マスタープランを策定する。

10 公営住宅ストック活用計画

合併時は現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において新市建設計画に基づき、速やかに公営住宅ストック活用計画を策定する。

11 宅地開発補助事業

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市と平田市の制度を基本に新たな宅地開発補助制度に再編する。

12 賃貸住宅建設補助事業

合併時に平田市の例を参考に新たな賃貸住宅建設補助制度に再編する。

議案第 35 号

各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業(都市計画関係)の取扱いについては、次のとおりとする。

1 都市計画区域及び用途地域

現行の都市計画区域及び用途地域については、新市に引き継ぎ、新たな都市計画区域の設定は、都市計画マスタープランを策定する中で検討する。

2 都市計画マスタープラン

現行の都市計画マスタープランについては、新市に引き継ぎ、新市建設計画に基づき、新たに都市計画マスタープランを策定する。

3 公園使用料及び占用料

各市町の都市公園、都市公園以外の佐田町コミュニティー広場及び多伎町手引ヶ丘公園の施設使用料については、現行のとおり新市に引き継ぐ。なお、公園内にあるスポーツ施設使用料については、合併時に、地域内の類似施設間の均衡が図られるよう使用料を調整する。

各市町の都市公園、都市公園以外の佐田町コミュニティー広場及び多伎町手引ヶ丘公園の占用料については、合併時に道路占用料と同額の金額を採用している出雲市の例により統一する。

4 出雲市営駐車場及び駐輪場

現行のとおり新市に引き継ぐ。

議案第 36 号

各種事務事業（防災関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（防災関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（防災関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 地域防災計画

地域防災計画については、新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

2 水防計画

水防計画については、新市において速やかに策定する。ただし、合併時から策定されるまでの間の災害時の対応に支障をきたさぬよう、指揮命令系統など有事即応体制を確立する。

3 防災無線（有線を含む）

防災無線（有線を含む）については、現行の施設、設備を新市に引き継ぎ、合併時に防災情報の提供に支障をきたさぬよう通信体制の確立を図るとともに、新市において防災無線統合システムの構築について検討する。

議案第 37 号

各種事務事業(新エネルギー・省エネルギー関係)の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業(新エネルギー・省エネルギー関係)の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業(新エネルギー・省エネルギー関係)の取扱いについては、次のとおりとする。

1 新エネルギービジョン・省エネルギービジョン

新エネルギービジョン及び省エネルギービジョンについては、合併時に策定されている市町の計画を参考に、新市において新たにビジョンを策定する。

2 新エネルギー関係事業・施設

新エネルギー関係事業及び施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、複数市町にある同一事業については、新市において調整する。

議案第 38 号

公共的団体等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

公共的団体等の取扱いについて

合併協定項目 15 . 公共的団体等の取扱いについては、次のとおりとする。

1 各市町共通の団体について

(1) 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体等の実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。

(2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。

(3) 国、県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言、指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。

2 各市町独自の団体について

原則として、現行のとおりとする。

参考資料：別紙のとおり

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱いについて					協議細目	公共的団体等
調整の方針	1. 各市町共通の団体について						
	(1) 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体等の実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。 (2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。 (3) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。						
	2. 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。						
現 況							
部会名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	
総務企画	出雲市消費者問題研究協議会	平田市消費者問題研究会	佐田町消費者問題研究会	多伎町消費者問題研究会	湖陵町消費者問題研究協議会	大社町消費者問題協議会	
	出雲国際交流協会	平田市国際姉妹都市交流協会 鳥根モンゴル友好協会	佐田町国際交流協会	特定非営利活動法人 多伎フィンランド協会	-	-	
	出雲地区日中友好協会	(財)平田市国際地域交流センター	-	-	湖陵町まちづくり女性の会	with たいしや推進懇話会	
	出雲地区日韓親善協会	ひらたネットワークション	-	-	-	大社町有線放送電話協会	
	出雲国際交流クラブ	-	-	-	-	大社町町内会長会連合会	
	出雲女性文化交流会	-	-	-	-	各地区会(5地区)	
	出雲市自治協会連絡協議会	平田市自治会連合会	自治委員長会	-	湖陵町区長会	大社町町内会長会連合会	
	各地区自治協会(16地区)	各地区自治・協会(11地区)	各自治区(13地区)	-	各区(10区)	各自治会(155自治会)	
	各自治会(1470自治会)	各自治町内会(351自治会)	各自治会(55自治会)	各自治会(29自治会)	各自治会(83自治会)	各自治会(155自治会)	
	出雲市交通安全対策協議会	平田市交通安全協議会	佐田町交通安全対策協議会	多伎町交通安全対策協議会	湖陵町交通安全対策協議会	大社町交通安全対策協議会	
	出雲麓川交通安全協会	平田市交通安全協会	出雲麓川交通安全協会	出雲麓川交通安全協会多伎支部	出雲麓川交通安全協会	出雲麓川交通安全協会	
	出雲市交通安全母の会	平田市交通安全母の会	-	-	湖陵町交通安全母の会	大社町交通安全母の会	
	出雲地区安全運転管理者協会	平田市安全運転管理者協会	-	-	-	大社地区安全運転管理者協会	
出雲ケーブルビジョン(株)	ひらたCATV(株)	-	-	-	-		
財政	出雲市土地開発公社	平田市土地開発公社	佐田町土地開発公社	多伎町土地開発公社	湖陵町土地開発公社	-	
建設 上下水道	出雲市土木委員会	平田市土木委員会 連絡協議会	-	-	-	運遷地区土木委員会 (荒木地区は一部)	
	出雲市消防団	(財)平田市都市公社 平田市消防団	佐田町消防団	多伎町消防団	湖陵町消防団	大社町消防団	
消防防災	-	平田市水難救難所	-	多伎町水難救難所	-	鳥根県水難救済会大社救難所	

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱いについて		協議細目		公共的団体等	
調整の方針	<p>1. 各市町共通の団体について</p> <p>(1) 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体等の実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(3) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>2. 各市町独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p>					
現 況						
部会名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
産業	<p>【第3セクター】</p> <p>出雲ターミナル(株)</p> <p>(株)フロンティアいすも</p> <p>(株)出雲総合卸売市場</p>	<p>【第3セクター】</p> <p>(財)平田市地域経済振興センター</p>	<p>【第3セクター】</p> <p>(株)すばる企画</p> <p>(有)エコプラント佐田</p>	<p>【第3セクター】</p> <p>(株)多伎振興</p> <p>多伎町海洋観光開発(株)</p>	<p>【第3セクター】</p> <p>(株)カリス湖陵</p>	-
	-	-	-	-	-	-
	出雲市観光協会	平田市観光協会	佐田町観光協会	多伎町観光協会	湖陵町観光協会	大社観光協会
	出雲商工会議所	平田商工会議所	佐田町商工会	多伎町商工会	湖陵町商工会	大社商工会
	(社)出雲青年会議所	(社)平田青年会議所	-	-	-	(社)出雲大社青年会議所
	-	-	佐田町商業協同組合	-	湖陵町商工業協同組合	大社町商業協同組合
	アグジャック いすも運営協議会	-	-	-	-	-
	-	平田市漁業協同組合	-	多伎町漁業協同組合	湖陵町漁業協同組合	大社町漁業協同組合
	-	宍道湖漁業共同組合	-	-	-	-
	神西湖漁業共同組合	-	-	-	神西湖漁業共同組合	-
	神戸川漁業協同組合	-	神戸川漁業協同組合	-	-	-
	いすも農業協同組合	いすも農業協同組合	いすも農業協同組合	いすも農業協同組合	いすも農業協同組合	いすも農業協同組合
	出雲広域農業共済組合	出雲広域農業共済組合	出雲広域農業共済組合	出雲広域農業共済組合	出雲広域農業共済組合	出雲広域農業共済組合
	出雲市土地改良区	平田市中央土地改良区 平田市斐伊川以北土地改良区 平田市布崎土地改良区 平田市東部土地改良区 平田市伊野土地改良区	-	-	湖陵町土地改良区	大社町土地改良区
	-	平田市地域農業支援センター	佐田町地域農業支援センター	-	-	-
	出雲市認定農業者協議会	-	佐田町農業士会	-	-	-
	出雲市地区農地すべり対策協議会	平田市地区農地すべり対策協議会	-	-	-	-

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱いについて		協議細目		公共的団体等	
調整の方針	1. 各市町共通の団体について (1) 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体等の実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。 (2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。 (3) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。 2. 各市町独自の団体について 原則として、現行のとおりとする。					
	現 況					
部会名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
産業	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合	出雲地区森林組合
	-	斐伊川用水対策委員会	-	佐田町農産販売サポートセンター	-	-
	-	-	-	-	レディースFig	-
	猟友会 出雲・斐川支部	平田市猟友会	佐田町猟友会	多伎町・湖陵町猟友会	多伎町・湖陵町猟友会	大社町猟友会
	出雲市有害鳥獣駆除班	有害鳥獣駆除班	佐田町有害鳥獣駆除班	多伎町有害鳥獣駆除班	-	-
	出雲市学校保健会	平田市学校保健会	佐田町学校保健会	多伎町学校保健会	-	大社町学校保健会
	出雲市中学校体育連盟	平田市中学校体育連盟	佐田郡中学校体育連盟	佐田郡中学校体育連盟	佐田郡中学校体育連盟	佐田郡中学校体育連盟
	出雲市小学校体育連盟	平田市小学校体育連盟	-	-	-	大社町小学校体育連盟
	出雲市学校医会	平田市学校医会	-	-	-	大社町学校医会
	各小中学校PTA	各小中学校PTA	各小中学校PTA	各小中学校PTA	各小中学校PTA	各小中学校PTA
	出雲市PTA連合会	平田市PTA連合会	佐田町PTA連合会	多伎町PTA連合会	-	大社町PTA連合会
	出雲市学校歯科医師会	-	-	-	-	大社町学校歯科医師会
	出雲市学校薬剤師会	-	-	-	-	-
	出雲市学校給食会	平田市学校給食会	佐田町学校給食会	多伎町学校給食運営委員会	湖陵町学校給食会	大社町学校給食会
	出雲市教育研究会	平田市学校教育研究会	佐田町学校教育研究会	多伎町教育研究会	湖陵町教育研究会	大社町教育研究会
出雲市幼稚園教育研究会	平田市幼稚園協議会	地区公民館運営協議会	-	-	-	
出雲市コミュニケーションセンター運営協議会	-	佐田町生涯学習推進協議会	-	-	大社町生涯学習推進協議会	
各地区コミュニケーションセンター運営委員会	-	-	-	-	-	
地区青少年ネットワーク	-	-	-	-	-	
出雲市青少年健全育成市民会議	青少年育成平田市民会議	佐田町青少年健全育成協議会	多伎町明るいまちづくり推進協議会	湖陵町青少年健全育成推進委員会	大社町青少年健全育成町民会議	
-	-	-	多伎町女性の会	-	-	
-	-	佐田町婦人会	多伎町婦人会	湖陵町婦人会	大社町連合婦人会	

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱いについて	協議細目 公共的団体等
調整の方針	<p>1. 各市町共通の団体について</p> <p>(1) 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体等の実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(3) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>2. 各市町独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p>	

現 況

部会名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
教育文化	-	-	佐田町青年団	多伎町青年協議会	-	-
	-	平田市子ども会連合会	佐田町子ども会連合会	幼児を持つ家族の実践学習会	湖陵町子ども会連絡協議会	-
	図書情報センター協議会	平田市図書館協議会	-	-	-	図書館協議会
	出雲地区視聴覚ライブラリー	出雲地区視聴覚ライブラリー	出雲地区視聴覚ライブラリー	出雲地区視聴覚ライブラリー	出雲地区視聴覚ライブラリー	出雲地区視聴覚ライブラリー
	出雲市社会教育委員の会	-	-	多伎町社会教育委員の会	社会教育委員の会	大社町社会教育委員の会
	(株)出雲市教育文化振興財団	(財)平田市体育・公園・文化振興財団	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	(財)大社町開発公社
	特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21	NPOひらたスポーツ・文化振興機構	NPO スサノオの風	-	-	-
	出雲市体育協会	平田市体育協会	佐田町体育協会	多伎町体育協会	湖陵町体育協会	大社町体育協会
	出雲市スポーツ少年団	平田市スポーツ少年団	佐田町スポーツ少年団	多伎町スポーツ少年団	湖陵町スポーツ少年団	大社町スポーツ少年団
	出雲市体育指導委員協議会	平田市体育指導委員協議会	佐田町体育指導委員協議会	-	湖陵町体育指導委員協議会	大社町体育指導委員協議会
	-	平田市文化協会	佐田町文化協会	多伎町文化協会	-	-
	出雲市音楽芸術育成委員会	-	-	-	-	-
	出雲市無形文化財連絡協議会	-	-	-	-	-
-	-	佐田町文化財調査委員会	多伎町文化財専門委員会	-	大社町吉兆行事保存会連絡協議会	
出雲市文化財審議会	-	-	-	湖陵町文化財保護審議会	大社町文化財保護審議会	
住民福祉	【第3セクター】(株)出雲典礼	-	【第3セクター】(株)すばる企画	【第3セクター】(株)多伎振興	-	-
	出雲市美化推進員連絡協議会	平田市美化推進員連絡協議会	-	-	-	大社町美化推進委員会
	出雲市視聴覚ライブラリー	出雲市視聴覚ライブラリー	出雲市視聴覚ライブラリー	出雲市視聴覚ライブラリー	出雲市視聴覚ライブラリー	出雲市視聴覚ライブラリー
	-	-	-	霊園組合 (久村、小田、砂原、口田儀)	-	-

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱いについて	協議細目	公共的団体等
調整の方針	<p>1. 各市町共通の団体について</p> <p>(1) 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体等の実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(3) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>2. 各市町独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p>		

		現 況				
部会名	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
住民福祉	社団法人 出雲医師会 出雲歯科医師会	社団法人 出雲医師会	-	社団法人 出雲医師会	-	社団法人 出雲医師会
	-	-	佐田町産業保健会	-	湖陵町産業保健部会	平田藤川支部歯科医師会
	-	-	佐田町食生活改善推進協議会	多伎町食生活改善推進協議会	食生活改善推進協議会	食のボランティア「キッチン大社」
	(社)出雲社会福祉協議会	(社)平田市社会福祉協議会	(社)佐田町社会福祉協議会	多伎町社会福祉協議会	(社)湖陵町社会福祉協議会	(社)大社町社会福祉協議会
	(社)出雲市シルバー人材センター	(社)平田市シルバー人材センター	(社)佐田町シルバー人材センター	ゆうあいセンター多伎	湖陵町はつらつ人材活用センター	(社)大社町シルバー人材センター
	慶人会連合会	平田市老人クラブ連合会	佐田町高齢者クラブ	多伎町老人クラブ連合会	湖陵町高齢者クラブ連合会	大社町老人クラブ連合会
	出雲市民生委員児童委員協議会	平田市民生児童委員協議会	佐田町民生児童委員協議会	民生委員児童委員協議会	湖陵町民生児童委員協議会	大社町民生児童委員協議会
	出雲市母子会連合会	平田市母子会	佐田町母子会	多伎町母子会	湖陵町母子会	大社町母子会
	出雲市身体障害者福祉協会	平田市身体障害者福祉協会	佐田町障害者福祉協会	多伎町身体障害者福祉協会	湖陵町身体障害者福祉協会	大社町身体障害者福祉協会
	出雲市障害者福祉連絡協議会	平田市障害者福祉連絡協議会	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	大社福祉会
	-	(財)平田市介護公社	-	-	-	-
	-	NPO たすけあい平田	佐田町ヘルパー連絡協議会	-	-	-
	-	-	佐田町ボランティアセンター	多伎町ボランティア連絡協議会	-	大社町介護者あゆみの会
	障害者生活支援センター	訪問看護ステーション	佐田町ボランティアセンター	特定非営利活動法人ボランティアネットワーク	-	-
	出雲市心身障害児生活文化センター	-	-	-	-	-
	-	NPO 療育センター	-	-	-	-
	-	平田市手をつなぐ育成会	佐田町親更会	多伎町手をつなぐ育成会	-	-
	-	-	佐田町手をつなぐ親の会	-	-	-
	-	-	共同作業所やまびこ園	共同作業所「ぼんぼん船」	-	共同作業所なかよし
	-	ひらたさつき家族会	はげみ会	多伎町まなみ会	湖陵町家族会「和み会」	大社町精神障害者家族会希望の会
	出雲市遺族会	平田市遺族会	佐田町遺族会	-	湖陵町遺族会	-

出雲地区合併協議会の調整方針

協議項目	公共的団体等の取扱いについて		協議細目			
調整の方針	<p>1. 各市町共通の団体について</p> <p>(1) 新市の速やかな一体性を確立するため、それぞれの団体等の実情や地域性を尊重しながら、できる限り合併時に統合できるように調整に努める。</p> <p>(2) 統合に時間を要する団体については、それぞれの実情や地域性を尊重しながら、将来の統合に向け検討が進められるよう調整に努める。</p> <p>(3) 国・県の指導等に基づき設置された団体については、関係機関の助言・指導等をもとに、そのあり方について協議していくものとする。</p> <p>2. 各市町独自の団体について</p> <p>原則として、現行のとおりとする。</p>		公共的団体等			
現 況						
<p>部会名</p> <p>住民福祉</p>	<p>出雲市</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>【社会福祉法人】 静和会、 恵寿会、親和会、 古平田和光会、 島根県社会福祉事業団、 おおつか福祉会、 ひまわり福祉会、 ことぶき福祉会、 JAI いずも福祉会、 やすらぎの家、あすなる会、 出雲南福祉会、 聖心の布教師妹会、 出雲乳児福祉会、 たちばな保育園、 おおつ保育園、 きんろう保育園、 えんや福祉会、小山福祉会 なかの保育園、 里方保育園、あすなる会、 浜山福祉会、荒茅福祉会、 西園保育園、外園福祉会、 神門福祉会、 わたりはし保育園、 京真会</p>	<p>平田市</p> <p>平田断酒会</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>【社会福祉法人】 真心会 ほのぼの会 JAI いずも福祉会 平田市保育会</p>	<p>佐田町</p> <p>佐田断酒会</p> <p>佐田町更生保護婦人会</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>【社会福祉法人】</p>	<p>多伎町</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>【社会福祉法人】 多伎の郷</p>	<p>湖陵町</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>-</p> <p>【社会福祉法人】 講光会 JAI いずも福祉会</p>	<p>大社町</p> <p>-</p> <p>大社町更生保護婦人会</p> <p>たんぼの会</p> <p>【社会福祉法人】 きづき会 まほろばの郷</p>

議案第 39 号

使用料、手数料等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

使用料、手数料等の取扱いについて

合併協定項目 19 . 使用料、手数料等の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 2市4町で差異のない使用料、手数料等については、原則として現行のとおりとする。
- 2 2市4町で差異のある使用料、手数料等については、新市における住民の一体性の確保を図るとともに、2市4町におけるこれまでの料金改定の経緯や住民負担に配慮し、「負担の公平性の原則」により、適正な料金となるよう可能な限り統一する。
この場合、必要に応じて激変緩和措置を講ずるよう努める。

議案第 40 号

補助金、交付金等の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

補助金、交付金等の取扱いについて

合併協定項目 20 . 補助金、交付金等の取扱いについては、次のとおりとする。

補助金、交付金等については、従来からの経緯や実績を踏まえ、それぞれの地域特性を尊重しつつ、公共的必要性、有効性、公平性の観点及び行財政改革における補助金、交付金等の見直しの視点に立って、その事業目的・効果を総合的に判断し、新市全体の活力が光り輝き増大するよう下記の方で調整する。

1 団体に係わる補助金、交付金等

(1) 2 市 4 町で同一又は同種の補助金、交付金等については、関係団体の理解と協力を得て統一の方で調整する。

(2) 2 市 4 町それぞれ独自の補助金、交付金等については、制度の経緯、従来からの実績や地域特性を踏まえ、新市において市域全体の均衡を保つよう調整する。

2 事業に係わる補助金、交付金等

(1) 2 市 4 町で同一又は同種の補助金、交付金等については、制度の統一化に向け調整する。

(2) 2 市 4 町それぞれ独自に実施している補助金、交付金等については、それぞれの地域特性や事業の実績を踏まえ、新市において市域全体の均衡を保つよう調整する。

議案第 41 号

各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて、次のとおり提案する。

平成 16 年 4 月 16 日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについて

合併協定項目 24 . 各種事務事業（交通政策関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 電車

電車交通政策については、「一畑電車沿線地域対策協議会」における取り組みを踏まえ、新市において、関係団体と経営形態、運行形態及び公的支援のあり方について検討する。

2 バス

バス交通政策については、住民の移動手段としての生活路線バス運行は必要不可欠であり、現行のとおり新市に引き継ぐ。新市において、住民のニーズ、運行形態、料金設定、路線網等について十分検討し、総合的な整備、調整を図る。

3 飛行機、空港

飛行機、空港交通政策については、現行のとおり新市に引き継ぎ、出雲空港の利用促進を図るとともに、地域住民の理解を得ながら整備拡充の実現に努める。

4 J R

J R 交通政策については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

5 港湾

港湾交通政策については、現行のとおり新市に引き継ぎ、利用促進に努める。

協議第1号

合併の期日について、次のとおり協議する。

平成16年4月16日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

合併の期日について

合併協定項目2 . 合併の期日については、次のとおりとする。

合併の期日は、平成17年3月22日とする。

参考資料：別紙のとおり

市長・町長会での協議結果	合併特例法期限内、平成17年3月末までの合併を目指す。						
提案理由	<p>【留意すべき事項】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 住民生活への影響等、住民サービスや各種事務の執行上、できる限り支障の少ない期日 2. 公的行事との関係、合併時の事務処理、引継ぎの利便性等を総合的に判断 3. 構成市町議会の議決、県知事への合併申請、県議会での議決、知事の合併決定、総務大臣への届出など様々な手続きの期間 4. 設置選挙（新市発足後50日以内）後の初議会での多数の議決案件（人事案件、新年度予算、条例等）の調整期間 <p>【具体的な期日の検討】</p> <p>上記の留意事項を踏まえ、特に住民サービスに関連する行政事務（戸籍・住民基本台帳・税務事務など）が、ほとんど電算処理されていることから、<u>住民サービスや各種事務の執行に支障をきたさないよう、それら電算システムの切り替え作業を考慮した合併期日とする必要がある。</u></p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>電算システムの切り替え作業に3日程度の休日が必要で、その3連休明けの日を合併期日とすることが望ましく、平成17年2・3月における3連休明けの日について検討した。</p> <table border="1" data-bbox="475 1332 1342 1720"> <thead> <tr> <th>期 日</th> <th>検討ポイント</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年2月14日 (月)</td> <td>* 確定申告・住民税申告が始まる時期 * 固定資産税の新年度賦課事務の繁忙期 * 合併準備期間が短い</td> </tr> <tr> <td>平成17年3月22日 (火)</td> <td>* 市・町民課窓口は年間を通じて最も繁忙な時期 * 国保・年金・福祉関係等の窓口も混雑 * 合併準備期間がより長く確保できる</td> </tr> </tbody> </table> <p>【検討結果】</p> <p><u>平成17年3月22日(火)</u>を合併期日として提案する。</p>	期 日	検討ポイント	平成17年2月14日 (月)	* 確定申告・住民税申告が始まる時期 * 固定資産税の新年度賦課事務の繁忙期 * 合併準備期間が短い	平成17年3月22日 (火)	* 市・町民課窓口は年間を通じて最も繁忙な時期 * 国保・年金・福祉関係等の窓口も混雑 * 合併準備期間がより長く確保できる
期 日	検討ポイント						
平成17年2月14日 (月)	* 確定申告・住民税申告が始まる時期 * 固定資産税の新年度賦課事務の繁忙期 * 合併準備期間が短い						
平成17年3月22日 (火)	* 市・町民課窓口は年間を通じて最も繁忙な時期 * 国保・年金・福祉関係等の窓口も混雑 * 合併準備期間がより長く確保できる						

事 例

【県内の状況】

期 日	新市名	合併協議会名
平成16年10月 1日(金)	安来市(新)	安来市・広瀬町・伯太町合併協議会
	江津市(編)	江津市・桜江町合併協議会
	美郷町(新)	邑東合併推進協議会
	邑南町(新)	邑南三町村合併協議会
	隠岐の島町(新)	隠岐島後町村合併協議会
平成16年11月 1日(月)	益田市(編)	益田市・美都町・匹見町合併協議会
	雲南市(新)	大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会
平成17年 1月 1日(土)	飯南町(新)	飯南合併協議会
平成17年 3月31日(木)	松江市(新)	松江・八束合併協議会

(新)は新設合併、(編)は編入合併

【平成17年3月中を合併期日として予定している協議会(新設合併のみ)】

期 日	都道府県名	新市名	合併協議会名
平成17年3月 1日(火)	高知県	黒潮市	須崎市・中土佐町合併協議会
		宿毛市	宿毛市・大月町・三原村合併協議会
		香南市	香南・芸西合併協議会
	佐賀県	市	佐賀県西部1市3町合併協議会
		小城市	小城市合併協議会
	長崎県	諫早市	県央地区一市五町合併協議会
		市	北松西部地域合併協議会
		東そのぎ市	東彼杵郡三町合併協議会
		雲仙市	雲仙合併協議会
市		雲仙地域合併協議会	
平成17年3月 3日(木)	大分県	佐伯市	佐伯市・南海部郡5町3村合併協議会
平成17年3月 6日(日)	兵庫県	淡路市	津名郡五町合併協議会
	山口県	萩市	萩広域市町村合併協議会
平成17年3月14日(月)	宮城県	栗原市	栗原地域合併協議会
平成17年3月19日(土)	秋田県	市	横手平鹿合併協議会
平成17年3月20日(日)	福岡県	うきは市	吉井町・浮羽町合併協議会

平成17年3月22日(火)	宮城県	登米市	登米地域合併協議会
	秋田県	大仙市	大曲仙北合併協議会
	千葉県	市	印西市・白井市・印旛村・本埜村合併協議会
	山梨県	市	東山梨地域合併協議会
	静岡県	磐田市	磐南5市町村合併協議会
	愛知県	市	海部西部4町村合併協議会
	兵庫県	豊岡市	北但合併協議会
	広島県	三原市	三原市・本郷町・久井町・大和町合併協議会
	山口県	長門市	長門市・三隅町・日置町・油谷町合併協議会
	香川県	丸亀市	丸亀市・綾歌町・飯山町合併協議会
	高知県	四万十市	中村・大方・佐賀・西土佐合併協議会
熊本県	市	菊池北部四市町村合併協議会	
平成17年3月27日(日)	福岡県	市	甘木・朝倉市町村合併協議会
平成17年3月28日(月)	茨城県	市	下館市・関城町・明野町・協和町合併協議会
	静岡県	掛川市	掛川市・大東町・大須賀町合併協議会
平成17年3月31日(木)	京都府	市	宮津市・加悦町・岩滝町・伊根町・野田川町合併協議会
	兵庫県	朝来市	生野町・和田山町・山東町・朝来町合併協議会
	広島県	庄原市	庄原市・比婆郡5町・総領町合併協議会
	徳島県	阿波市	あわ北合併協議会
	福岡県	市	芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町合併協議会
	大分県	竹田市	竹田直入地域市町合併協議会
		豊後高田市	西高地域一市二町合併協議会
		宇佐市	宇佐両院地域合併協議会
		市	大野郡5町2村合併協議会
	宮崎県	市	東児湯合併協議会
鹿児島県	市	曾於北部合併協議会	

協議第2号

議会議員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成16年4月16日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

議会議員の定数及び任期の取扱いについて（総務・企画小委員会付託）

合併協定項目9．議会議員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

議会議員の定数及び任期の取扱いについては、総務・企画小委員会で審議の上、案を作成して、協議会で決定する。

参考資料：別紙のとおり

参考資料

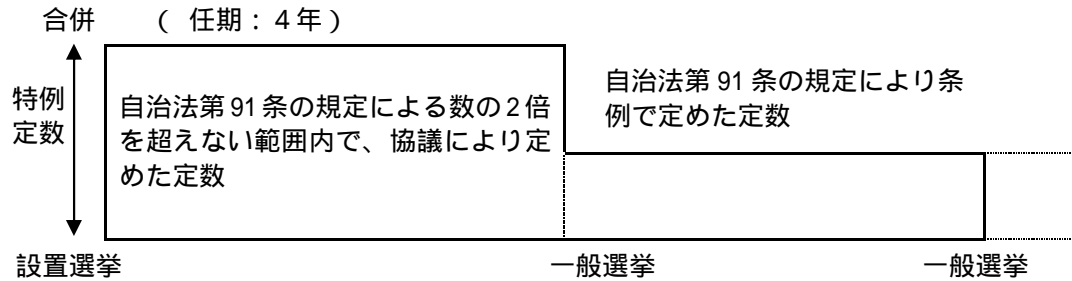
区分	合併特例法を適用しない場合	定数に関する特例（合併特例法第6条）を適用する場合	在任に関する特例（合併特例法第7条）を適用する場合
1 合併関係市町村の議会の議員の身分	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の廃止と同時に失職する。	合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。
2 任期	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	設置選挙の日から4年 （地方自治法第93条第1項）	合併後2年を超えない範囲で協議で定める期間。
3 定数	地方自治法第91条第2項に基づく合併市町村の人口（地方自治法第254条）区分ごとの上限数の範囲内で条例で定める。 地方自治法第91条第2項 人口10万以上20万未満の市 34人 （平成15年1月1日から施行） * 人口 = 官報で公示された最近の国勢調査人口又は、これに準ずる全国的な人口調査の結果による人口。 （地方自治法第254条）	設置選挙に限り合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項の定数の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。 * 合併後の人口が 10万人以上20万未満の場合 = 34人 2倍を超えない範囲 $34人 \times 2 = 68人以内$ この特例による定数は、解散、総辞職等によって議員がすべてなくなったときは、地方自治法第91条の定数に復帰する。（合併特例法第6条第1項）	地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は第91条の規定に至るまで減少する。 6市町議会議員総数 106人
4 選挙期日	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	設置の日から50日以内 （公職選挙法第33条第3項）	選挙を行わない。
5 補欠選挙の適用	有	有	無
6 選挙区	条例で選挙区を設けることができる。（公職選挙法第15条第6項） （合併後、最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しない） で定めることができる。（公職選挙法施行令第9条）	人口に比例しない	

議会議員の定数特例・在任特例の概要（新設合併の場合）

1 定数特例(合併特例法第6条第1項)

設置選挙の際に、法定定数の2倍を超えない範囲まで定数を増加することができる。

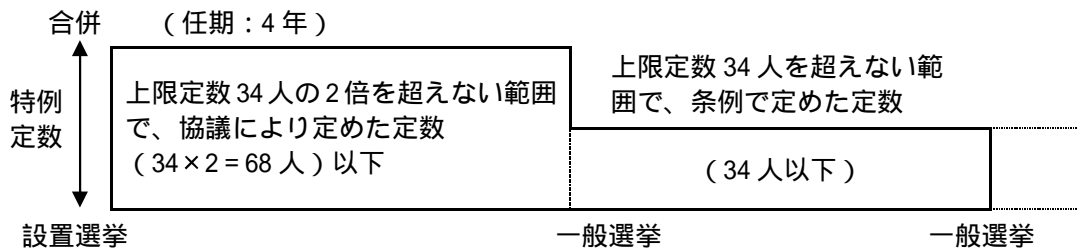
[法制度]



[新市の場合]

出雲地区6市町の人口（平成12年国勢調査）計146,960人

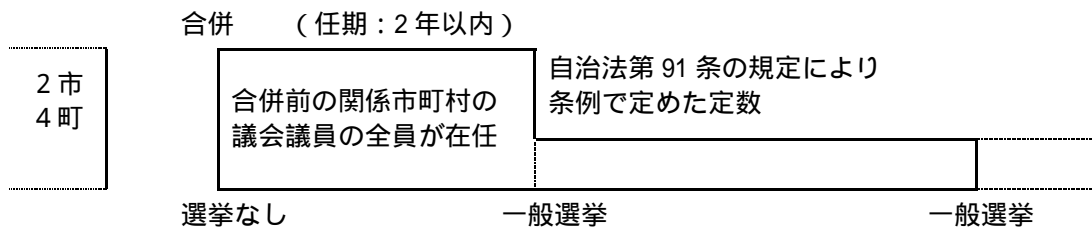
自治法第91条の上限定数 34人



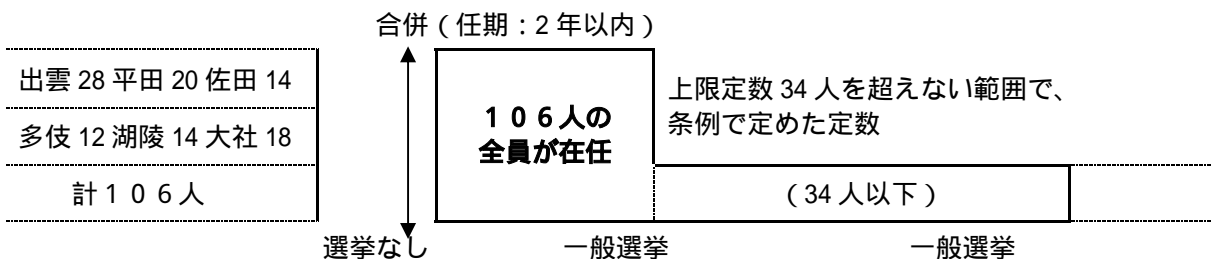
2 在任特例(合併特例法第7条第1項)

旧市町村の議員は、合併後2年を超えない範囲に限り、新市町村の議員でいることができる。

[法制度]



[新市の場合]



議会議員の身分に関する取扱いに係る選択肢について

次の選択肢（ 、 、 、 ア、 イ）のうち、いずれか一つを選択。

いずれを選択する場合も合併関係市町村の協議によるが、「（定数特例）」または「（在任特例）」または「イ（選挙区を設ける場合の定数特例に係る部分）」を適用する場合、及び「」または「ア」を適用する場合の「議員定数」については、合併協議会での協議内容について、関係市町村の議会の議決が必要である。

<p>合併特例法による特例を適用しない。（合併前の旧町ごとに選挙区は設けない。）</p> <p>合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める数「34人（合併後の新市議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項） ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項） ・補欠選挙の適用 あり
<p>合併特例法第6条による定数に関する特例を適用する。</p> <p>合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める数「34人（合併後の新市議員の上限定数）」の2倍を超えない範囲で定数を定めることができる。（設置選挙に限り適用）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項） ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項） ・補欠選挙の適用 あり
<p>合併特例法第7条による在任に関する特例を適用する。</p> <p>合併関係市町村の協議により、合併後2年を超えない範囲に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。（地方自治法第91条の定数を超えるときは、当該数をもって合併市町村の議会の議員定数とし、議員に欠員が生じたとき、または議員がすべていなくなったときは、これに応じてその定数は地方自治法第91条の規定による定数に至るまで減少するものとする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙の期日 選挙は行わない ・任期 合併後2年を超えない範囲で協議により定める期間 ・補欠選挙の適用 なし
<p>合併前の旧町ごとに条例で選挙区を設ける。</p> <p>次のアまたはイのいずれかを選択。</p> <p>ア 合併特例法第6条による定数特例を適用しないで選挙区を設ける場合。</p> <p>合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第5号に定める数「34人（合併後の新市議員の上限定数）」を超えない範囲内において定めた定数に基づき、合併前の旧町ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。</p> <p>なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。（合併後の新市の選挙区の設定、選挙区ごとの定数を合併関係市町村の協議で定めることができる。「下段イによる場合についても同じ。」）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙の期日 設置の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項） ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項） ・補欠選挙の適用 あり <p>イ 合併特例法第6条による定数特例を適用して選挙区を設ける場合。</p> <p>合併関係市町村の協議により、地方自治法第91条第2項第6号に定める数「34人（合併後の新市議員のの上限定数）」の2倍を超えない範囲で定めた定数に基づき、合併前の旧町ごとに条例で選挙区及び選挙区ごとの議員定数を定め、これに基づき設置選挙を行う。</p> <p>なお、合併後最初に行われる設置選挙に限り、選挙区ごとの議員定数は、人口に比例しないで定めることができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙の期日 選挙の日から50日以内（公職選挙法第33条第3項） ・任期 一般（設置）選挙の日から4年間（地方自治法第93条第1項） ・補欠選挙の適用 あり

出雲地区議員定数等調べ

地区	人口(国調) (H12.10.1)	地方自治法 91 条の市 町村議会議員の定数 (H15.1.26)	現員数 (条例での定数)	合併時(17.1)の直近選挙後 の任期	合併時(17.1)の残 任期間
出雲市	87,330人	30人	28(28)人	H15.4.27~H19.4.26	2年1ヶ月
平田市	29,006人	26人	20(20)人	H15.2.12~H19.2.11	1年11ヶ月
佐田町	4,576人	14人	14(14)人	H16.7.3~H20.7.2	3年4ヶ月
多伎町	4,215人	14人	12(12)人	H16.10.30~H20.10.29	3年7ヶ月
湖陵町	5,813人	18人	14(14)人	H15.5.10~H19.5.9	2年2ヶ月
大社町	16,020人	22人	18(18)人	H13.12.24~H17.12.23	9ヶ月
計	146,960人	124人	106(106)人		

【県内の協議会における検討状況】

【安来・能義】・・・在任特例（選挙区なし）

新生市議会の議員の定数は26人とし、選挙区は設けない。なお、合併前の1市2町の議会の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年10月31日まで引き続き新生市の議会の議員として在任する。（12月10日確認）

【松江・八束】・・・定数特例（選挙区あり）

1. 新市の議会の議員の定数は、地方自治法第91条第1項に定めるところにより34人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、48人とする。
2. 新市の設置後最初に行われる選挙につき、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、松江市、鹿島町、島根町、美保関町、八雲村、玉湯町、宍道町及び八束町の8つの区域により選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、松江市34人、鹿島町2人、島根町2人、美保関町2人、八雲村2人、玉湯町2人、宍道町2人、八束町2人とする。（7月8日確認）

【雲南】・・・定数特例（選挙区あり）

1. 地方自治法第91条第1項に定める新市の議会の議員の定数は、26人とする。ただし、市町村の合併の特例に関する法律第6条第1項の規定を適用し、新市の設置後最初に行われる選挙に選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、38人とする。
2. 新市の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田村及び掛合町の6つの区域により選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、大東町10人、加茂町6人、木次町8人、三刀屋町7人、吉田村3人、掛合町4人とする。
3. 将来において、社会情勢の推移によって議員定数を変更する必要があるときは、新市の議会において、これを定めるものとする。（10月28日確認）

【飯南】・・・在任特例（選挙区あり）

1. 新町の議会議員の定数については14人とする。
2. 現在の議会議員の任期については、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号に規定する在任特例を適用し、その期間は平成17年7月31日までとする。
3. 合併後最初の議会議員選挙については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第15条に規定する選挙区を設定し、旧町ごとに選挙区を設ける。
4. 選挙区の定数は、各選挙区7人ずつとする。（11月5日確認）

<p>【邑東】・・・在任特例（選挙区なし）</p> <p>1．議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。</p> <p>2．新町の議会の議員の定数については、18人とする。（10月4日確認）</p>
<p>【邑南】・・・在任特例（選挙区なし）</p> <p>（1）議会の議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項第1号の規定を適用し、平成17年4月30日まで引き続き新町の議会の議員として在任する。</p> <p>（2）在任特例適用後の議会の議員の定数については、18名とする。（10月30日確認）</p>
<p>【江津・桜江】・・・在任特例（選挙区なし）</p> <p>合併の方式にかかわらず、在任特例を適用する。（10月9日確認）</p>
<p>【仁多郡二町】・・・特例なし（選挙区あり）</p> <p>1．地方自治法第91条第1項に定める新町の議会の議員の定数は、22人とする。</p> <p>2．新町の設置後最初に行われる選挙に限り、公職選挙法第15条第6項及び公職選挙法施行令第9条の規定を適用し、仁多町及び横田町の2つの区域により選挙区を設けるものとし、各選挙区において選挙すべき定数は、それぞれ11人とする。</p> <p>（1月14日確認）</p>
<p>【益田・美濃（編入）】・・・在任特例（選挙区なし）</p> <p>市町村の合併の特例に関する法律第7条の規定による議会の議員の在任に関する特例を適用し44人（益田市26人、美都町10人、匹見町8人）とする。</p> <p>在任特例の適用期間については、行財政改革の視点を考慮し平成19年10月を目途とした益田市議会の意見を踏まえ、新市の議会において、在任期間の短縮について検討する。</p> <p>報酬の取扱いについては、合併時、益田市の条例による。なお、新市において速やかに特別職報酬等審議会開催し、新市の報酬額のあり方について審議する。</p> <p>一般選挙の定数の取扱いについては、地方自治法第91条第2項の規定により、30人以内とされているが、現在の益田市の議員定数が26人であること及び行財政改革の視点を考慮し、28人とする。</p> <p>選挙区は設けない。（10月28日確認）</p>
<p>【隠岐島後】・・・在任特例（選挙区なし）</p> <p>新町の議会議員の定数については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第91条第7項の規定により22人とする。</p> <p>但し、上記にかかわらず、合併時の議会議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年1ヶ月間（平成17年10月31日）引き続き新町の議会議員として在任する。（10月31日確認）</p>

新市議会制度検討小委員会審議経過

〔小委員会開催状況〕

協議会（2月28日）	第3回協議会に議会議員の定数及び任期の取扱いについて協議
第1回（3月24日）	委員長選出、議会制度説明
第2回（4月11日）	各ケースの経費等シミュレーション、メリットデメリット検討
第3回（4月28日）	フリートーキング、新市議会制度の評価報告書作成について
第4回（5月9日）	新市議会制度の評価報告書作成について
協議会（5月23日）	第5回協議会に新市議会制度の評価報告書について報告
第5回（6月9日）	『議会との意見交換会〔第1回〕』小委員会案検討
第6回（7月18日）	『議会との意見交換会〔第2回〕』各議会意向を文書回答、小委員会案検討
第7回（8月1日）	小委員会案検討
第8回（8月8日）	小委員会最終案検討

〔小委員会における議論の経過〕

新市議会制度検討小委員会においては、3回の検討を経て、「新市議会制度の評価報告書」を作成し、評価の視点、制度別の評価結果を取りまとめた。その後、協議会で申し合わせていた議会側の意向把握のため、6月9日及び7月18日の2回にわたって各議会との意見交換を行ったところである。

この間、小委員会としては、「1 合併をプラス効果として発揮できる制度の実現」、「2 新市のまちづくりがスムーズに開始できる制度の実現」、「3 住民意思が新市のまちづくりに反映できる制度の実現」の3つの視点から、

速やかな新市の一体化のため、旧市町の枠組にとられない議会運営を行う必要がある。

（議員数の増加や選挙区選挙による議員確保策を行う弊害を懸念する意見。）

合併による行財政改革（経費削減）効果を発揮する必要がある。

（在任特例や過大な定数特例を活用する場合は、経費削減効果を失うとする意見。）

合併直後のまちづくりに小規模市町意見を反映させるため、議席を確保する必要がある。

（小規模市町から議員が選出されないことを懸念する意見。）

といった概ね3つの議論が交わされた。

〔議会との意見交換の経過〕

また、各市町議会の意向については、選挙区選挙、選挙区を設けない設置選挙、在任特例など各議会様々であった。

法定上限数34人による設置選挙

定数特例活用48人による設置選挙

法定上限数34人による選挙区選挙（1人を配分後、残り27人を人口比により配分）

定数特例活用41人による選挙区選挙（法定上限数34人を人口比により配分後、1人を配分）

在任特例（2年、3～6カ月）

議会との意見交換において、論点となったのが、『小規模自治体への議員確保（選挙区選挙）の可否』であった。

〔小委員会委員の意見〕

小委員会では、2回の意見交換を行った後にフリートーキングを行い、各委員の意見を文書で確認した結果、

案 34人の設置選挙

案 34人による選挙区選挙（1人を配分後、残り27人を人口比により配分）

案 41人による選挙区選挙（法定上限数34人を人口比により配分後、1人を配分）

案 41人による選挙区選挙（法定上限数34人を人口比により配分後、1人を配分）と2回目以降の選挙には法定上限数34人から定数削減（例：28人、30人）をセット

という4案に集約された。

〔小委員会における論点と最終案調整〕

8月1日に開催した第7回小委員会においては、特に議会との意見交換において論点となった、『小規模自治体への議員確保（選挙区選挙）の可否』、また、小委員会で委員会設置当初から意見としてあった、『経費削減』、『旧市町枠にこだわらない新市議会の早期形成』などが論議された。また、小委員会としての検討結果と議会との意見交換で得た情報との折り合いをどうつけていくのかも、今後の協議会での決定、各議会の理解を得るにあたり配慮すべきという意見もあった。

〔最終案〕

その論議結果を踏まえ、委員長が最終案調整のための叩き台を作成し、8月8日の第8回小委員会において最終案の調整を行い、以下の内容で、小委員会の最終案とすることで合意した。

1. 合併効果を最大限に上げるためには、新市の議員定数は、法定上限数である34人以内が最良であると考え。しかし、新市のまちづくりがスムーズに開始でき、各市町の住民意思がそのまちづくりに反映できるようにするため、設置選挙に限り各市町ごとに選挙区を置き、定数は、特例として41人とする。定数配分は、出雲市18、平田市7、斐川町6、佐田町2、湖陵町2、多伎町2、大社町4とする。
2. 2回目の選挙からは、行財政改革と全市の一体感醸成をめざして、選挙区を廃止し、定数は31人とする。

理由

今回の合併は、行財政改革を進めないと効果が出ないことは財政推計から明らかである。それに向けて、議会は政治的リーダーシップを発揮し、行財政改革の先頭に立ち、範を示すべきであると考え。

設置選挙に限り選挙区を設けるのは、合併に対して、各市町、特に町の不安を和らげ、新市のまちづくりがスムーズに開始でき、各市町の住民意思がそのまちづくりに反映できるようにするため、旧市町ごとに確実に議員が選出されることが望ましいからである。この場合でも、法定上限数34人を人口比例で配分すると、定数1人の町が出るため、複数議員を確保する必要がある。

このため、34人を人口比例で配分したうえに各市町に1人を配分し、最低でも複数定員とし、総定数は41人とする。
(次頁に続く)

2回目からの選挙の定数を31人とするのは、行財政改革を実施するためである。議員報酬を現在の出雲市水準とした場合、財政推計期間の15年間で計算した人件費シミュレーションによると、最良である法定上限の定数34人の総人件費を下回れるのは31人以内の場合である。

つまり、設置選挙を41人の特例定数で実施しても、2回目から31人にすれば、15年間では、総人件費が34人のケースよりかからなくて済むことになるからである。

定数別15年間人件費シミュレーション

パターン	15年間の人件費 (円)	定数34人との 差額(円)	1年間の人件費(円)	
			人数	人件費
定数34人	4,249,970,250			
定数特例(41人) 2回目から定数34人	4,481,216,650	231,246,400	34人	283,331,350
定数特例 +定数33人	4,390,369,850	140,399,600	33人	275,072,550
定数特例 +定数32人	4,299,523,050	49,552,800	32人	266,813,750
定数特例 +定数31人	4,208,676,250	-41,294,000	31人	258,554,950
定数特例 +定数30人	4,117,829,450	-132,140,800	30人	250,296,150
定数特例 +定数29人	4,026,982,650	-222,987,600	29人	242,037,350
定数特例 +定数28人	3,936,135,850	-313,834,400	28人	233,778,550
定数特例 +定数27人	3,845,289,050	-404,681,200	27人	225,519,750
定数特例 +定数26人	3,754,442,250	-495,528,000	26人	217,260,950

・人件費のシミュレーションについては、出雲市の報酬額を参考に積算しております。

定数特例41人の算定表

(単位:人)

	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	計
人口	87,330	29,006	26,816	4,576	4,215	5,813	16,020	173,776
現員数	28	20	20	14	12	14	18	126
人口比	17	6	5	1	1	1	3	34
加算	1	1	1	1	1	1	1	7
定数	18	7	6	2	2	2	4	41
議員数34人の場合の議員1人当りの人口数					5,111			

新三次市の場合の算定表

(単位:人)

	三次市	君田村	布野村	作木町	吉舎町	三良坂町	三和町	甲奴町	計
人口	39,207	1,927	1,972	1,968	4,979	3,852	4,443	3,170	61,518
現員数	20	10	12	10	12	10	12	12	98
人口比	19	1	1	1	2	1	2	1	30
加算	1	1	1	1	1	1	1	1	8
定数	20	2	2	2	3	2	3	2	38
議員数30人の場合の議員1人当りの人口数						2,051			

現員数については、新市議員定数検討時点では106人。

松江地区の場合の算定表

(単位:人)

	松江市	鹿島町	島根町	美保関町	八雲村	玉湯町	宍道町	八束町	計
人口	152,616	8,414	4,447	6,781	6,844	6,114	9,489	4,584	199,289
定数	34	18	16	18	18	18	18	16	156
現員数	34	16	14	14	14	15	16	12	135
配分	34	2	1	2	2	1	2	1	45
加算	0	0	1	0	0	1	0	1	3
定数	34	2	2	2	2	2	2	2	48

松江地区の場合は、当初編入合併の定数特例を基本として新市の議員定数を検討されており、特例法に基づき算定すると定数45人、8市町村の定数は上記算定表の配分となります。

その後、合併方式を新設合併とされましたが、定数の根拠としては、これまでの協議された45人を定数として選挙区選挙をする方法を基本とすることとされ、定数を45人とする方法と各市町村の住民の意向を反映させるために複数議員を確保する方法とした定数を48人とする方法の2案を協議され、その結果定数を48人とするものとされました。

2市5町の議員報酬状況

(単位:千円)

区分	出雲市	平田市	斐川町	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町
議長	579	410	387	287	287	287	304
副議長	502	365	320	238	238	238	252
議員	464	340	267	198	198	198	210

新市同規模団体の議員報酬(人口17万人~18万人)

(単位:千円)

区分	高岡市	帯広市	三鷹市	弘前市	平均	平均から見た 出雲市の報酬額
議長	645	580	640	650	629	50
副議長	580	510	580	582	563	61
議員	545	470	550	550	529	65

今後合併予定の設置選挙選択事例〔市レベル、新設合併の場合〕

協議会市町等名	合併予定年月日	合併数	現員数	定数 (法定数)	選挙区、定数特例など
(新)飛騨市	H16.2.1	4	50	26 (26)	選挙区選挙(旧自治体に2人を確保し、残り18人を人口比) 1回のみ選挙区選挙
(新)京丹後市	H16.3.1	6	94	30 (30)	
(新)西予市	H16.3.31	5	78	26 (26)	選挙区選挙、定数特例31人 (選挙区毎の配分方法不明) 1回のみ選挙区選挙
(新)御前崎市	H16.3	2	29	18 (26)	法定数以下で定数を設定
(新)三次市	H16.4.1	8	106	26 (30)	選挙区選挙、定数特例38人 (人口比以外に旧自治体に1人を追加配分)1回のみ選挙区選挙
(新)丹波市	H16.11.1	6	94	30 (30)	
(新)郡上市	H16.3.1	7	144	26 (26)	選挙区選挙、定数特例30人 (選挙区毎の配分は新市で決定) 1回のみ選挙区選挙
(新)西近江市	H16.10.1	5		30 (30)	
(新)天草市	H17.1.15	10	152	34 (34)	
(新)朝日町外	H17.2.1	4	54	26 (26)	
(新)観音寺市外	H17.3.1	6	90	30 (30)	

現員数については、平成15年3月末時点の数字

関係法令

地方自治法（昭和22年 法律第67号）

（市町村の配置分合又は境界変更）

第7条 市町村の廃置分合又は市町村の境界変更は、関係市町村の申請に基き、都道府県知事が当該都道府県の議会の議決を経てこれを定め、直ちにその旨を総務大臣に届け出なければならない。

（市町村議会の議員の定数）

第91条 市町村議会の議員の定数は、条例で定める。

2 市町村の市町村議会の議員の定数は、次の各号に掲げる市町村の区分に応じ、当該各号に定める数を超えない範囲内で定めなければならない。

五 人口10万人以上20万人未満の市 34人

（第一号から第四号及び第六号から第十一号は記載省略）

7 第7条第1項の規定により市町村の設置を伴う市町村の廃置分合をしようとする場合において、その区域の全部又は一部が当該廃置分合により新たに設置される市町村の区域の全部又は一部となる市町村（以下本条において「設置関係市町村」という。）は、設置関係市町村が2以上のときは設置関係市町村の協議により、設置関係市町村が一のときは当該設置関係市町村の議会の議決を経て、あらかじめ、新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めなければならない。

8 前項の規定により新たに設置される市町村の議会の議員の定数を定めたときは、設置関係市町村は、直ちに当該定数を告示しなければならない。

9 前項の規定により告示された新たに設置される市町村の議会の議員の定数は、第1項の規定に基づく当該市町村の条例により定められたものとみなす。

10 第7項の協議については、設置関係市町村の議会の議決を経なければならない。

（任期）

第93条 普通地方公共団体の議会の議員の任期は、4年とする。

（人口の定義）

第254条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査またはこれに準ずる全国的な人口調査の結果による。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年 法律第67号）

（議会の議員の定数に関する特例）（平成15年1月1日の自治法改正後）

第6条 新たに設置された合併市町村にあつては、地方自治法第91条第2項の規定にかかわらず、合併関係市町村の協議により、市町村の合併後最初に行われる選挙により選出される議会の議員の任期に相当する期間に限り、同項に規定する数の2倍に相当する数を超えない範囲でその議会の議員の定数を増加することができる。ただし、議員がすべてなくなつたときは、その定数は、同条の規定により定数に復帰するものとする。

（次頁に続く）

(議会の議員の在任に関する特例)

第7条 市町村の合併に際し、合併関係市町村の議会の議員で当該合併市町村の議会の議員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、次に掲げる期間に限り、引き続き合併市町村の議会の議員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に当該合併市町村の議会の議員である者の数が地方自治法第91条の規定による定数を超えるときは、同条の規定にかかわらず、当該数をもつて当該合併市町村の議会の議員の定数とし、職員に欠員が生じ、又は議員がすべてなくなつたときは、これに応じて、その定数は、同条の規定による定数に至るまで減少するものとする。ただし、第3項において準用する前条第5項の規定により編入合併特例定数をもつてその議会の議員の定数とする場合において議員がすべてなくなつたときは、この限りでない。

一 新たに設置された合併市町村にあつては、市町村の合併後2年を超えない範囲で当該協議で定める期間

公職選挙法(昭和25年 法律第100号)

(選挙の単位)

第12条 (第1項、第2項、第3項は記載省略)

4 市町村の議会の議員は、選挙区がある場合にあつては、各選挙区において、選挙区がない場合にあつてはその市町村の区域において、選挙する。

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第15条 (第1項~第5項、第7項、第9項は記載省略)

6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。但し、地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)については、区の区域を持って選挙区とする。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

(一般選挙、長の任期満了に因る選挙及び設置選挙)

第33条 (第1項、第2項、第4項、第5項は記載省略)

3 市町村の設置による議会の議員の一般選挙及び長の選挙は、地方自治法第7条第6項の告示による当該市町村の設置の日から50日以内に行う。

公職選挙法施行令(昭和25年 政令第89号)

(人口に比例しない議員の定数)

第9条 市町村の配置分合又は境界変更があつた場合においては、関係区域を区域とする選挙区又は関係区域を編入した選挙区において選挙すべき当該市町村の議会の議員の定数は、人口に比例しないで定めることができる。

人口13万人以上20万人未満の自治体の議員定数及び報酬一覧表
《人口順》

都道府県名	自治体名	人口 (人) A	面積 (km ²)	現員数 (人)	法定数 (人)	減員数 (人)	報酬 (千円)			1ヶ月当り 報酬額計 (千円) B	住民一人当り 報酬負担額 (円) B/A
							議長	副議長	議員		
埼玉県	三郷市	130,268	30.16	28	34	-6	490	450	430	12,120	93.04
大阪府	松原市	131,240	16.66	20	34	-14	760	670	620	12,590	95.93
愛知県	瀬戸市	132,446	111.62	28	34	-6	571	500	469	13,265	100.15
宮崎県	都城市	132,455	306.21	32	34	-2	481	402	388	12,523	94.55
大阪府	門真市	133,994	12.28	28	34	-6	740	705	660	18,605	138.85
新潟県	上越市	135,058	249.30	30	34	-4	547	484	456	13,799	102.17
茨城県	土浦市	135,464	81.83	30	34	-4	570	500	467	14,146	104.43
愛知県	刈谷市	135,548	50.45	30	34	-4	557	516	460	13,953	102.94
東京都	武蔵野市	136,378	10.73	30	34	-4	670	600	550	16,670	122.23
鳥取県	米子市	139,890	106.41	32	34	-2	615	540	500	16,155	115.48
千葉県	浦安市	141,326	17.29	21	34	-13	630	560	520	11,070	78.33
東京都	青梅市	141,966	103.26	30	34	-4	625	560	530	16,025	112.88
東京都	東村山市	143,343	17.17	26	34	-8	559	507	486	12,730	88.81
愛知県	小牧市	145,328	62.82	30	34	-4	596	534	504	15,242	104.88
東京都	多摩市	145,419	21.08	29	34	-5	610	556	521	15,233	104.75
北海道	小樽市	147,415	243.13	32	34	-2	534	482	441	14,246	96.64
埼玉県	入間市	149,907	44.74	28	34	-6	493	440	424	11,957	79.76
埼玉県	新座市	149,932	22.80	30	34	-4	490	445	423	12,779	85.23
群馬県	太田市	150,057	97.96	28	34	-6	560	515	485	13,685	91.20
岐阜県	大垣市	150,442	79.35	28	34	-6	630	579	553	15,587	103.61
鳥取県	鳥取市	151,582	237.20	32	34	-2	615	540	500	16,155	106.58
茨城県	ひたちなか市	152,309	99.03	30	34	-4	541	504	470	14,205	93.26
島根県	松江市	152,613	221.38	34	34	0	615	530	500	17,145	112.34
兵庫県	川西市	156,058	53.44	30	34	-4	742	666	603	18,292	117.21
埼玉県	熊谷市	156,364	85.18	29	34	-5	554	480	460	13,454	86.04
千葉県	習志野市	156,537	20.99	30	34	-4	540	500	480	14,480	92.50
栃木県	小山市	157,049	171.61	30	34	-4	600	540	510	15,420	98.19
埼玉県	狭山市	161,159	49.04	27	34	-7	515	465	445	12,105	75.11
栃木県	足利市	161,773	177.82	30	34	-4	620	560	520	15,740	97.30
愛知県	安城市	162,685	86.01	30	34	-4	558	516	460	13,954	85.77
三重県	津市	163,852	101.86	34	34	0	670	610	550	18,880	115.23
東京都	立川市	166,981	24.38	32	34	-2	687	621	577	18,618	111.50
神奈川県	鎌倉市	167,630	39.60	28	34	-6	579	520	479	13,553	80.85
神奈川県	秦野市	168,431	103.61	33	34	-1	542	473	433	14,438	85.72
富山県	高岡市	170,061	150.55	28	34	-6	645	580	545	15,395	90.53
北海道	帯広市	172,255	618.94	32	34	-2	580	510	470	15,190	88.18
東京都	三鷹市	174,119	16.50	28	34	-6	640	580	550	15,520	89.13
青森県	弘前市	176,164	273.81	32	34	-2	650	582	550	17,732	100.66
東京都	小平市	182,058	20.46	28	34	-6	650	580	550	15,530	85.30
北海道	釧路市	188,862	221.61	32	34	-2	600	540	490	15,840	83.87
三重県	鈴鹿市	189,022	194.67	32	34	-2	620	545	490	15,865	83.93
茨城県	日立市	191,257	153.43	32	34	-2	615	550	510	16,465	86.09
兵庫県	伊丹市	191,917	24.95	32	34	-2	780	699	632	20,439	106.50
新潟県	長岡市	194,329	262.45	30	34	-4	622	560	522	15,798	81.30
茨城県	つくば市	195,046	284.07	33	34	-1	547	480	447	14,884	76.31
山梨県	甲府市	195,388	171.88	34	34	0	660	610	590	20,150	103.13
神奈川県	小田原市	199,166	114.09	29	34	-5	589	514	478	14,009	70.34
人口13万人以上20万人未満の平均値		158,778	120.51	29.8	34	-4.2	602.2	540.4	504.2	15,141	96.14
人口14万人以上20万人未満の平均値		165,400	126.71	30.1	34	-3.9	602.8	541.4	505.4	15,346	93.22
人口15万人以上20万人未満の平均値		170,868	143.31	30.6	34	-3.4	612.6	550.0	512.0	15,811	93.02
人口16万人以上20万人未満の平均値		178,608	154.49	30.8	34	-3.2	618.5	554.8	514.4	16,005	89.84
人口14万人以上19万人未満の平均値		159,764	118.62	29.8	34	-4.2	596.5	536.1	500.6	15,034	94.36
人口15万人以上19万人未満の平均値		164,698	136.74	30.3	34	-3.7	606.7	545.0	507.4	15,512	94.52
人口16万人以上19万人未満の平均値		171,789	148.49	30.4	34	-3.6	611.1	548.7	507.8	15,597	90.93
人口16万人以上18万人未満の平均値		167,737	149.28	30.4	34	-3.6	607.8	547.0	507.2	15,557	92.73

人口13万人以上20万人未満の自治体の議員定数及び報酬一覧表
 《面積順》

都道府県名	自治体名	人口 (人) A	面積 (km ²)	現員数 (人)	法定数 (人)	減員数 (人)	報酬 (千円)			1ヶ月当り 報酬額計 (千円) B	住民一人当り 報酬負担額 (円) B/A
							議長	副議長	議員		
東京都	武蔵野市	136,378	10.73	30	34	-4	670	600	550	16,670	122.23
大阪府	門真市	133,994	12.28	28	34	-6	740	705	660	18,605	138.85
東京都	三鷹市	174,119	16.50	28	34	-6	640	580	550	15,520	89.13
大阪府	松原市	131,240	16.66	20	34	-14	760	670	620	12,590	95.93
東京都	東村山市	143,343	17.17	26	34	-8	559	507	486	12,730	88.81
千葉県	浦安市	141,326	17.29	21	34	-13	630	560	520	11,070	78.33
東京都	小平市	182,058	20.46	28	34	-6	650	580	550	15,530	85.30
千葉県	習志野市	156,537	20.99	30	34	-4	540	500	480	14,480	92.50
東京都	多摩市	145,419	21.08	29	34	-5	610	556	521	15,233	104.75
埼玉県	新座市	149,932	22.80	30	34	-4	490	445	423	12,779	85.23
東京都	立川市	166,981	24.38	32	34	-2	687	621	577	18,618	111.50
兵庫県	伊丹市	191,917	24.95	32	34	-2	780	699	632	20,439	106.50
埼玉県	三郷市	130,268	30.16	28	34	-6	490	450	430	12,120	93.04
神奈川県	鎌倉市	167,630	39.60	28	34	-6	579	520	479	13,553	80.85
埼玉県	入間市	149,907	44.74	28	34	-6	493	440	424	11,957	79.76
埼玉県	狭山市	161,159	49.04	27	34	-7	515	465	445	12,105	75.11
愛知県	刈谷市	135,548	50.45	30	34	-4	557	516	460	13,953	102.94
兵庫県	川西市	156,058	53.44	30	34	-4	742	666	603	18,292	117.21
愛知県	小牧市	145,328	62.82	30	34	-4	596	534	504	15,242	104.88
岐阜県	大垣市	150,442	79.35	28	34	-6	630	579	553	15,587	103.61
茨城県	土浦市	135,464	81.83	30	34	-4	570	500	467	14,146	104.43
埼玉県	熊谷市	156,364	85.18	29	34	-5	554	480	460	13,454	86.04
愛知県	安城市	162,685	86.01	30	34	-4	558	516	460	13,954	85.77
群馬県	太田市	150,057	97.96	28	34	-6	560	515	485	13,685	91.20
茨城県	ひたちなか市	152,309	99.03	30	34	-4	541	504	470	14,205	93.26
三重県	津市	163,852	101.86	34	34	0	670	610	550	18,880	115.23
東京都	青梅市	141,966	103.26	30	34	-4	625	560	530	16,025	112.88
神奈川県	秦野市	168,431	103.61	33	34	-1	542	473	433	14,438	85.72
鳥取県	米子市	139,890	106.41	32	34	-2	615	540	500	16,155	115.48
愛知県	瀬戸市	132,446	111.62	28	34	-6	571	500	469	13,265	100.15
神奈川県	小田原市	199,166	114.09	29	34	-5	589	514	478	14,009	70.34
富山県	高岡市	170,061	150.55	28	34	-6	645	580	545	15,395	90.53
茨城県	日立市	191,257	153.43	32	34	-2	615	550	510	16,465	86.09
栃木県	小山市	157,049	171.61	30	34	-4	600	540	510	15,420	98.19
山梨県	甲府市	195,388	171.88	34	34	0	660	610	590	20,150	103.13
栃木県	足利市	161,773	177.82	30	34	-4	620	560	520	15,740	97.30
三重県	鈴鹿市	189,022	194.67	32	34	-2	620	545	490	15,865	83.93
鳥根県	松江市	152,613	221.38	34	34	0	615	530	500	17,145	112.34
北海道	釧路市	188,862	221.61	32	34	-2	600	540	490	15,840	83.87
鳥取県	鳥取市	151,582	237.20	32	34	-2	615	540	500	16,155	106.58
北海道	小樽市	147,415	243.13	32	34	-2	534	482	441	14,246	96.64
新潟県	上越市	135,058	249.30	30	34	-4	547	484	456	13,799	102.17
新潟県	長岡市	194,329	262.45	30	34	-4	622	560	522	15,798	81.30
青森県	弘前市	176,164	273.81	32	34	-2	650	582	550	17,732	100.66
茨城県	つくば市	195,046	284.07	33	34	-1	547	480	447	14,884	76.31
宮崎県	都城市	132,455	306.21	32	34	-2	481	402	388	12,523	94.55
北海道	帯広市	172,255	618.94	32	34	-2	580	510	470	15,190	88.18
全件の平均値		158,778	120.51	29.8	34	-4.2	602.2	540.4	504.2	15,141	96.14
面積100km ² 以上の平均値		166,185	208.13	31.4	34	-2.6	598.3	531.5	495.0	15,687	95.53
面積200km ² 以上の平均値		164,578	291.81	31.9	34	-2.1	579.1	511.0	476.4	15,331	94.26
面積300km ² 以上の平均値		152,355	462.58	32.0	34	-2.0	530.5	456.0	429.0	13,857	91.37
面積500km ² 以上の平均値		172,255	618.94	32.0	34	-2.0	580.0	510.0	470.0	15,190	88.18

《新市シミュレーション》

都道府県名	自治体名	人口 (人) A	面積 (km ²)	現員数 (人)	法定数 (人)	減員数 (人)	報酬 (千円)			1ヶ月当り 報酬額計 (千円) B	住民一人当り 報酬負担額 (円) B / A
							議長	副議長	議員		
島根県	新市	173,776	624.00	34	34	0	579	502	464	15,929	91.66
島根県	新市	173,776	624.00	33	34	-1	579	502	464	15,465	88.99
島根県	新市	173,776	624.00	32	34	-2	579	502	464	15,001	86.32
島根県	新市	173,776	624.00	31	34	-3	579	502	464	14,537	83.65
島根県	新市	173,776	624.00	30	34	-4	579	502	464	14,073	80.98
島根県	新市	173,776	624.00	29	34	-5	579	502	464	13,609	78.31
島根県	新市	173,776	624.00	28	34	-6	579	502	464	13,145	75.64
島根県	新市	173,776	624.00	27	34	-7	579	502	464	12,681	72.97
島根県	新市	173,776	624.00	26	34	-8	579	502	464	12,217	70.30

《2市5町の状況》

都道府県名	自治体名	人口 (人) A	面積 (km ²)	現員数 (人)	法定数 (人)	減員数 (人)	報酬 (千円)			1ヶ月当り 報酬額計 (千円) B	住民一人当り 報酬負担額 (円) B / A
							議長	副議長	議員		
島根県	出雲市	87,330	172.30	28	30	-2	579	502	464	13,145	150.52
島根県	平田市	29,006	142.10	20	26	-6	410	365	340	6,895	237.71
島根県	斐川町	26,816	80.60	20	26	-6	387	320	267	5,513	205.59
島根県	佐田町	4,576	109.90	14	14	0	287	238	198	2,901	633.96
島根県	多伎町	4,215	55.00	12	14	-2	287	238	198	2,505	594.31
島根県	湖陵町	5,813	22.30	14	18	-4	287	238	198	2,901	499.05
島根県	大社町	16,020	41.80	18	22	-4	304	252	210	3,916	244.44
合計及び平均値		173,776	624.00	126	150	-24	363.0	307.6	267.9	5,397	366.51

協議第3号

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成16年4月16日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

(産業・建設小委員会付託)

合併協定項目10. 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、次のとおりとする。

農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについては、産業・建設小委員会で審議の上、案を作成して、協議会で決定する。

参考資料：別紙のとおり

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1 1

協議項目	農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて				協議細目
調整の方針					
現況					
出雲	平田市	平田市	佐田町	多伎町	多伎町
<p>委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 定数26人 ・選任による委員 現員2人 <p>法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員5人</p> <p>委員の任期</p> <p>自:平成16年4月15日 至:平成19年4月14日</p> <p>選挙区 市内を5区に分けている</p>	<p>委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 定数16人 ・選任による委員 現員2人 <p>法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員5人</p> <p>委員の任期</p> <p>自:平成16年1月1日 至:平成18年12月31日</p> <p>選挙区 全市1区</p>	<p>委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 定数13人 ・選任による委員 現員2人 <p>法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員1人</p> <p>委員の任期</p> <p>自:平成13年7月18日 至:平成16年7月17日</p> <p>選挙区 全町1区</p>	<p>委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 定数10人 ・選任による委員 現員2人 <p>法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員3人</p> <p>委員の任期</p> <p>自:平成13年11月17日 至:平成16年11月16日</p> <p>選挙区 全町1区</p>	<p>委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 定数10人 ・選任による委員 現員2人 <p>法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員3人</p> <p>委員の任期</p> <p>自:平成13年11月17日 至:平成16年11月16日</p> <p>選挙区 全町1区</p>	<p>委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 定数10人 ・選任による委員 現員2人 <p>法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員3人</p> <p>委員の任期</p> <p>自:平成13年11月17日 至:平成16年11月16日</p> <p>選挙区 全町1区</p>
<p>(関係条例) 出雲市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例 出雲市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例</p>	<p>平田市農業委員会の選挙による委員の定数条例</p>	<p>佐田町農業委員会の選挙による委員の定数条例</p>	<p>多伎町農業委員会の選挙による委員定数条例</p>	<p>多伎町農業委員会の選挙による委員定数条例</p>	<p>多伎町農業委員会の選挙による委員定数条例</p>

出雲地区合併協議会の調整方針

産業専門部会 農林水産分科会 1 2

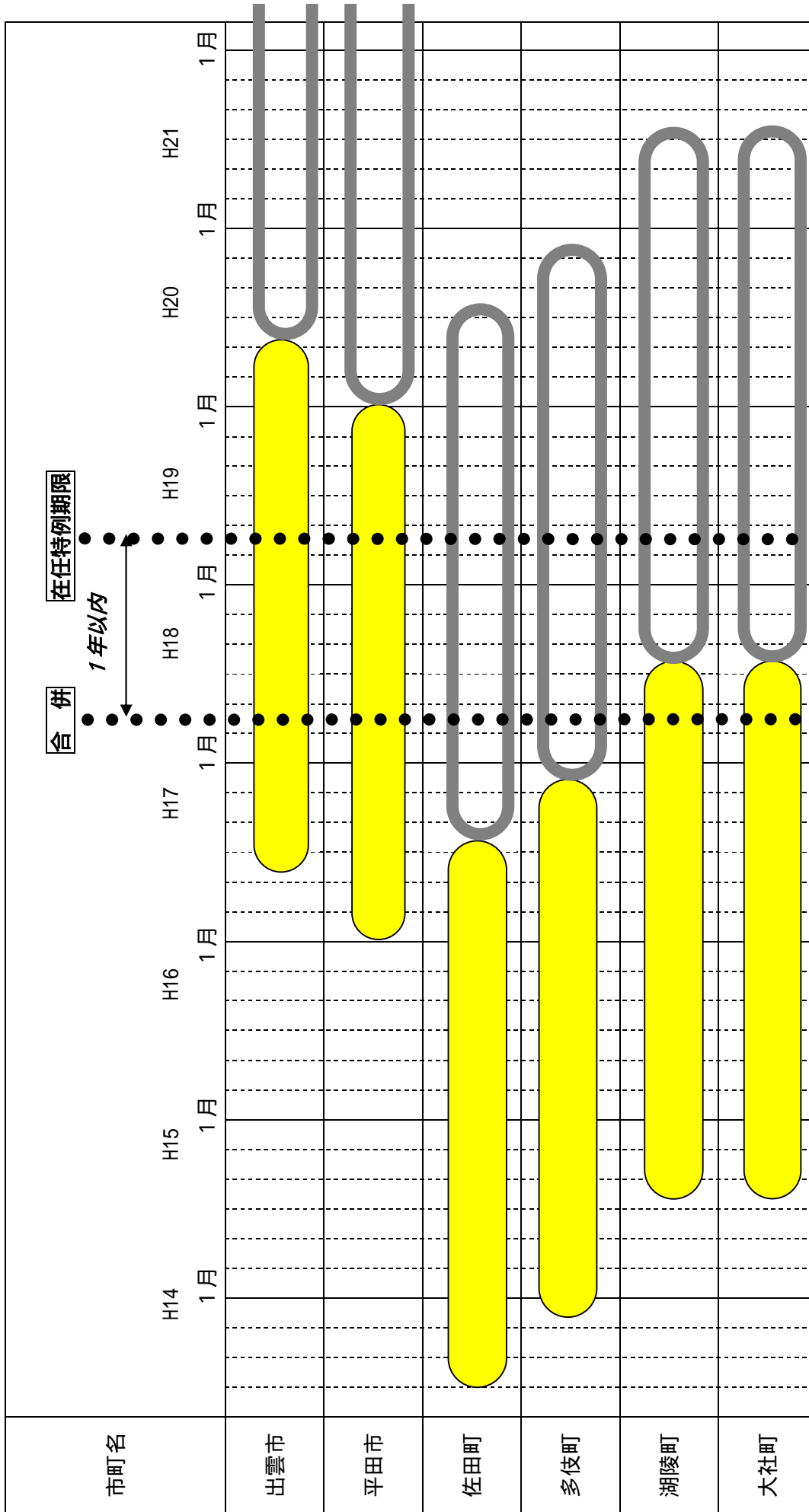
協議項目	協議細目	協議内容
<p style="text-align: center;">産業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて</p>		
調整の方針		
現況		
湖 陵	町	社 町
<p>委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 定数10人 ・選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員5人 委員の任期 自：平成14年7月20日 至：平成17年7月19日 選挙区 全町1区 	<p>委員の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・選挙による委員 定数13人 ・選任による委員 法第12条1項委員 現員2人 法第12条2項委員 現員2人 委員の任期 自：平成14年7月20日 至：平成17年7月19日 選挙区 全町1区 	
湖陵町農業委員会		農業委員会
<p>湖陵町農業委員会選挙による委員の定数に関する条例</p>	<p>農業委員会選挙による委員の定数に関する条例</p>	

1. 2市4町の農業委員会委員の定数及び任期等の現況

区分	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
行政面積 (ha)	17,233	14,205	10,983	5,515	2,226	4,180	54,342
農地面積 (ha) (2000年農業センサス)	2,718	1,754	426	132	143	376	5,549
基準農業者数 1 (各農業委員会調べ)	4,363	1,967	754	329	276	577	8,263
選挙による委員 の条例定数 (人)	26	16	13	10	10	13	88
法12条1号委員 2 (人)	2	2	2	2	2	2	12
法12条2号委員 3 (人)	5	5	1	3	3	2	19
任 期	平成16年 4月15日 ~ 平成19年 4月14日	平成16年 1月1日 ~ 平成18年 12月31日	平成13年 7月18日 ~ 平成16年 7月17日	平成13年 11月17日 ~ 平成16年 11月16日	平成14年 7月20日 ~ 平成17年 7月19日	平成14年 7月20日 ~ 平成17年 7月19日	

- 1 基準農業者数・・・10アール以上の農地を耕作する世帯数と農地法第2条第7項に規定する農業生産法人数の合計数
- 2 法12条1号委員・・・農業委員会等に関する法律第12条に規定する選任による委員のうち、第1号に規定する委員で、農業協同組合及び農業共済組合ごとに推薦した理事各1人
- 3 法12条2号委員・・・農業委員会等に関する法律第12条に規定する選任による委員のうち、第2号に規定する委員で、市町村の議会が推薦した学識経験を有する者5人以内

2. 合併前後の農業委員会委員の任期の状況



3. 新市の農業委員会委員の定数及び任期等の選挙肢

区分 (選挙肢)	選任方法	定数	任期	根拠法令
1. 新市に1つの委員会を置く場合	ア) 原則 (合併の日から50日以内)	条例で定める数 (10人以上40人以下)	3年	農業委員会等に関する法律第3条、第7条及び第15条の各第1項
	イ) 在任特例 右記の定数を超えるときは、合併関係市町の選挙による委員で互選する。	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第3条第1項、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項、第2項
2. 新市に2以上の委員会を置く場合	ウ) 原則 (合併の日から50日以内)	条例で定める数 (10人以上30人以下)	3年	農業委員会等に関する法律第34条第1項、第2項
	エ) 在任特例 各委員会ごとに右記の定数を超えるときは、合併関係市町の選挙による委員で互選する。	協議により80を超えず10を下らない数	合併後1年を超えない範囲で協議で定める期間	農業委員会等に関する法律第34条第1項、第7条第1項及び第15条第1項
オ) 従前の区域ごとにそのまま委員会を置く特例	従前の市町の委員会は、それぞれ新市の委員会となつて存続し、委員もそのまま在任する。	従前の定数	従前の任期	農業委員会等に関する法律第34条、第1項、市町村の合併の特例に関する法律第8条第3項

4. 新市の「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」の選択肢別の選挙による委員数から見た比較

区分 (選択肢)		選挙による委員の数 (10年間の延べ人数)
1. 新市に1つの委員会を置く場合	ア) 原則	選挙による委員数40人(最大数) 40人×10年 = 400人
	イ) 在任特例	特例期間 80人(最大数) 80人×1年 + 40人×9年 = 440人
2. 新市に2以上の委員会を置く場合	ウ) 原則	【2つの委員会を設置した場合】 選挙による委員数30人(最大数) 30人×10年×2委員会 = 600人
	エ) 在任特例	【2つの委員会を設置した場合】 特例期間 88人(最大数) 88人×1年 + 30人×9年×2委員会 = 628人
	オ) 従前の区域ごとにそのまま委員会を置く特例	【そのまま存続する場合】 88人×10年 = 880人 ----- 【一定期間(例えば、3年)経過後、1つに統合する場合】 88人×3年 + 40人×7年 = 544人

注) 選任による委員は除く。

5. 2市4町の農業委員会委員の報酬等の現況

区分	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
選挙による委員の 現員数 (人)	26	16	13	10	10	13	88
法12条1号委員 (人)	2	2	2	2	2	2	12
法12条2号委員 (人)	5	5	1	3	3	2	19
合計	33	23	16	15	15	17	119
報酬	月額	月額	月額	日額	月額	月額	
	32,000円	31,000円	7,100円	7,000円	8,200円	8,200円	
	25,500円	23,500円	6,600円				
委員	22,500円	20,500円	6,600円	6,500円	7,900円	7,600円	
費用弁償(日額)			1,000円	1,000円	1,000円	1,000円	
平成14年度 報酬額合計	9,096千円	5,594千円	1,274千円	476千円	1,431千円	1,545千円	19,416千円
平成14年度 農業委員会交付金	13,517千円	6,563千円	2,821千円	1,856千円	1,868千円	2,767千円	29,392千円

* 農業委員会については、必置基準面積を大幅に引き上げるとともに、選挙委員の法定下限定数を引き上げる。あわせて、農業委員会の組織のスリム化、効率化を進め、これに沿った交付金の縮減を行う。〔経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003〕

6. 2市4町単位での選挙区設置の可否

	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	合計
農地面積 <small>(㍍²)</small>	2,718	1,754	426	132	143	376	7,957
基準農業者数	4,363	1,967	754	329	276	577	8,266
選挙人の数	10,045	3,785	1,784	574	557	1,437	22,075
選挙区数	農地面積 (500 <small>㍍²</small> 以上)	5	単独設置 不可	単独設置 不可	単独設置 不可	単独設置 不可	
	基準農業者数 (600以上)	7	1	単独設置 不可	単独設置 不可	単独設置 不可	

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（選挙の単位）

第10条の2 農業委員会による委員は、その農業委員会による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。

2 市町村長は、農業委員会による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。

3 前項の場合において、**各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。**

4 （略）

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

（選挙区の基準）

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会による委員の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、**その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。**

農業委員会委員の定数及び任期等の取扱いに関する 新設合併先例市の例

ひたちなか市（H6.11.1 勝田市・那珂湊市）

新市の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項及び第2項の規定を適用し、平成8年7月19日まで2市に設置されているそれぞれの農業委員会の区域ごとに設置するものとする。

あきる野市（H7.9.1 秋川市・五日市町）

新市に一つの農業委員会を置き、2市町の農業委員会の選挙による委員であった者は、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後1年間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

合併特例法・・・市町村の合併の特例に関する法律

さぬき市（H14.4.1 津田町・大川町・志度町・寒川町・長尾町）

農業委員会については、合併時に統合するものとし、農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成14年7月19日まで、引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

周南市（H15.4.21 徳山市・新南陽市・熊毛町・鹿野町）

2市2町の農業委員会は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続する。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。

県内の主な合併協議会の調整方針

協議会名	調整方針
松江・八束合併協議会 (合併予定) 平成17年3月31日	8市町村の農業委員会は、農業委員会等に関する法律第34条第1項の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の農業委員会として存続し、委員は、従前の委員が引き続き委員となるものとする。その後、1つに統合し選挙区を設けることとするが、選挙区の数及び各選挙区の定数については、新市において調整する。
安来市・広瀬町・伯太町合併協議会 (合併予定) 平成16年10月1日	新生市においては、1つの農業委員会を設けることとし、選挙による委員の定数は30人(法定上限数)とする。なお、合併前の1市2町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月31日まで引き続き新生市の農業委員会の委員として在任する。 合併後最初の選挙については、現在の安来市の区域に2選挙区、広瀬町及び伯太町の区域にそれぞれ1選挙区を設ける。なお、安来市の区域の区割り及び各選挙区の委員の定数については、新生市において調整する。
大田市・温泉津町・仁摩町合併協議会 (合併予定) 協議中	1. 農業委員会については、合併時に統合する。 2. 新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、20人とする。但し、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年7月19日まで引き続き、新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。
浜田市・金城町・旭町・弥栄村・三隅町合併協議会 (合併予定) 協議中	1. 農業委員会については、合併時に統合し1つの農業委員会を置く。また、選挙委員の定数は30人とし、選任委員は7人以内とする。 2. 選挙区は設けないこととする。 3. 市町村の合併の特例に関する法律第8条により在任特例を適用し、在任特例期間は1年以内とする。ただし、在任期間又は在任委員数については、合併期日決定後再提案する。
大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町合併協議会 (合併予定) 平成16年11月1日	1. 新市に新たな1つの農業委員会を置く。 2. 新市の委員構成は選挙による委員の定数を30名を上限とし、選任による委員を7名とする。但し、合併の特例に関する法律の規定を適用し、6町村の選挙による委員であった者のうち80名を合併後、平成17年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。 3. 新市の農業委員会がその任務を的確に遂行するための体制のあり方については、新市において、現在の事務処理の見直しも含め、幅広く検討を進める。

「農業委員会委員の定数及び任期等の取扱い」に関する主な法令

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）

（設置）

- 第3条 市町村に農業委員会を置く。ただし、その区域内に耕作の目的に供される土地（以下「農地」という。）のない市町村には、農業委員会を置かない。
- 2 その区域が著しく大きい市町村又はその区域内の農地面積が著しく大きい市町村で政令で定めるものにあつては、市町村長は、当該市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置くことができる。
- 3～6（略）

（選挙による委員）

- 第7条 農業委員会の選挙による委員は、被選挙権を有する者について、選挙権を有する者が選挙するものとし、その定数は、政令で定める基準に従い、10人から40人までの間で条例で定める。
- 2 前項の委員の定数の変更は、一般選挙の場合でなければ行うことができない。

（選挙の単位）

- 第10条の2 農業委員会の選挙による委員は、その農業委員会の区域において選挙する。
- 2 市町村長は、農業委員会の選挙による委員の選挙につき、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず政令で定める基準に従い、条例で、当該農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設けることができる。
- 3 前項の場合において、各選挙区において選挙すべき農業委員会の委員の定数は、おおむね選挙人の数に比例して、条例で定めなければならない。
- 4（略）

（選任による委員）

- 第12条 市町村長は、選挙による委員のほか、次の各号に掲げる者を委員として選任しなければならない。
- (1) 農林水産省令で定める農業協同組合及び農業共済組合が組合ごとに推薦した理事（経営管理委員を置く農業協同組合にあつては、理事又は経営管理委員）各1人
- (2) 当該市町村の議会が推薦した農業委員会の所掌に属する事項につき学識経験を有する者5人以内

（委員の任期）

- 第15条 選挙による委員の任期は、3年とし、一般選挙の日から起算する。但し、任期満了による一般選挙が農業委員会の委員の任期満了の前に行われた場合において、前任の委員が任期満了の日まで在任したときは前任者の任期満了の日の翌日から、選挙の期日後に前任の委員がすべてなくなったときはそのなくなった日の翌日から、それぞれ起算する。
- 2～3（略）
- 4 第12条の規定により選任された委員は、一般選挙により選挙された委員の任期満了の日（選挙された委員の全員がすべてなくなったときは、そのなくなった日）まで在任する。
- 5（略）

（境界の変更の場合の特例）

- 第34条 市町村の廃置分合が行われる場合において、新たに設置された市町村に置かれる農業委員会の区域が、従前の市町村に設置された農業委員会の区域をその区域とすることとなるときは、当該農業委員会は、当該市町村の農業委員会となって存続するものとし、従前の農業委員会の委員及び職員は、引き続きその存続する農業委員会の委員及び職員となるものとする。
- 2（略）

農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）

（2以上の農業委員会を置くことができる市町村）

第1条の3 法第3条第2項の政令で定める市町村は、その区域の面積が24,000ヘクタールを超える市町村又はその区域内の農地面積が7,000ヘクタールを超える市町村とする。

（選挙による委員の定数の基準）

第2条の2 農業委員会の選挙による委員の定数の基準は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区 分		定数の基準
1	(1) その区域内の農地面積が1,300ヘクタール以下の農業委員会 (2) 10アール(北海道にあっては、30アール)以上の農地につき耕作の業務を営む個人のその区域内における世帯数及びその面積以上の農地につき耕作の業務を営むその区域内に住所を有する農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。以下同じ。)の数の合計数(以下「基準農業者数」という。)が1,100以下の農業委員会	20人以下
2	1の項及び3の項に掲げる農業委員会以外の農業委員会	30人以下
3	その区域内の農地面積が5,000ヘクタールを超え、かつ、基準農業者数が6,000を超える農業委員会	40人以下

（選挙区の基準）

第5条 法第10条の2第2項の規定により農業委員会の区域を分けて2以上の選挙区を設ける場合には、その分けて設けられるすべての選挙区につき、その区域内の農地面積が500ヘクタール以上となるか、又は基準農業者数が600以上となるようにしなければならない。

市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）

（農業委員会の委員の任期等に関する特例）

第8条 市町村の合併の際合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものは、合併関係市町村の協議により、新たに設置された合併市町村にあっては80を超えず10を下らない範囲で定めた数、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては40を超えない範囲で定めた数の者に限り、次に掲げる期間引き続き合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任することができる。この場合において、市町村の合併の際に合併関係市町村の農業委員会の選挙による委員で当該合併市町村の農業委員会の委員の被選挙権を有することとなるものの数がその定められた数を超えるときは、これらの者の互選により、合併市町村の農業委員会の選挙による委員として在任する者を定めるものとする。

(1) 新たに設置された合併市町村にあっては、市町村の合併後1年を超えない範囲で当該協議で定める期間

(2) 他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村にあっては、その編入をする合併関係市町村の農業委員会の委員の残任期間

2 前項の場合においては、農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第7条の規定にかかわらず、当該数をもって当該合併市町村の農業委員会の選挙による委員の定数とし、選挙による委員に欠員を生じ、又はこれらの委員がすべてなくなったときは、これに応じて、その定数は、同条の規定に基づく定数に至るまで減少するものとする。

3 農業委員会等に関する法律第3条第2項の規定により合併市町村の区域を2以上に分けてその各区域に農業委員会を置く場合又は同法第35条第1項の規定により地方自治法第252条の19第1項の指定都市(以下「指定都市」という。)である合併市町村の区ごとに農業委員会を置く場合においては、農業委員会等に関する法律第34条の規定の適用がある場合を除いて、前2項の規定を当該各農業委員会ごとに適用する。この場合においては、他の市町村の区域の全部又は一部を編入した合併市町村の区域の一部を区域として新たに置かれる農業委員会に関しては、当該合併市町村は、新たに設置された合併市町村とみなす。

4 第6条第8項の規定は、第1項の協議について準用する。

「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」についての審議経過

〔小委員会開催状況〕

6月12日（第4回小委員会）	農業委員会委員の定数及び任期に関する制度の確認
7月11日（第5回小委員会）	2市5町農業委員会の意向調査結果の検討、意見交換
8月8日（第7回小委員会）	2市5町農業委員会代表者との意見交換会
9月5日（第9回小委員会）	各委員の意見交換、小委員会案の検討
9月19日（第11回小委員会）	小委員会最終案の検討

〔小委員会における議論の経過〕

第3小委員会においては、出雲地区農業委員会連絡協議会が実施した意向調査結果の検討に加え、8月8日には、2市5町の農業委員会の代表者との意見交換会を開催するとともに、最終案の検討に先立ち、9月上旬には、各小委員会委員が出身市町の農業委員会と直接論点について協議・調整するなど、2市5町農業委員会の意向把握に努めたところである。

この間、小委員会では、意向調査及び意見交換会で明らかとなった論点である、「新市農業委員会の設置数」、「在任特例の可否」、「選挙区の区域と定数」について集中して議論が交わされた。特に、新市農業委員会の設置数については、速やかな新市の一体化、合併による行財政効果に加え、農業委員が果たす農業振興における地域での役割の重要性、農業経営形態の違いによる地域特性や地域の実情への配慮などの観点から検討が行われたところである。

〔農業委員会との意見交換の経過〕

農業委員会の意向については、農業委員会の設置数の考え方、設置選挙の実施や在任特例適用の可否などで異なる点多かったが、定数については、農業委員の激減に伴う地域農業への影響を懸念して法律で許される上限数を、また、各市町から少なくとも1人以上が選出されるような選挙区設置をそれぞれ望む意見で一致していた。

2市5町の農業委員会の意向を分類すると次のとおりであった。

【合併時】

- 1つの農業委員会を置き、法定上限数40人での選挙区選挙
 - 1つの農業委員会を置き、法定上限数80人で、平成17年7月19日までの在任特例
 - 1つの農業委員会を置き、法定上限数80人で、合併後1年間の在任特例
 - 複数の農業委員会を置き、法定上限数で、合併後1年以内の在任特例
- （*法定上限数は、農業委員会の設置数により異なる。）

【改選時】

- 1つの農業委員会を置き、法定上限数40人での選挙区選挙
- 複数の農業委員会を置き、法定上限数での選挙区選挙

なお、農業委員会との意見交換会では、法令上委員数の減少は仕方ないが、委員数が大きく減少した場合には、現在より広い範囲を少ない委員で担当することになることから、新市においては、農業委員の業務を補佐する「補助員」制度が必要という意見が多かったことを申し添えておく。

〔小委員会における論点と最終案の調整〕

小委員会では、意向調査及び意見交換会で明らかとなった論点である、「新市農業委員会の設置数」、「在任特例の可否」、「選挙区の区域と定数」について集中して意見交換が行われ、次のとおり確認がなされた。

【新市農業委員会の設置数】

新市農業委員会の設置数については、1つとする意見と複数とする意見があり、それぞれの理由や考え方について議論を行った。複数の農業委員会を設置する理由としては、農業形態の差異や地理的・地形的な差異、地域の特性に加え、農業委員が地域の農業振興に携わる度合いに地域的な違いがあるのではないかと、また、農業委員の急激な減少は、構成員となっている農業振興組織などの活動に影響が出る可能性があるなどであった。これらの懸念されることについては、各委員とも理解を示したところではあるが、むしろ、先進的農業地域から選出される農業委員により、新市農業委員会の活性化と新市の農業振興への貢献を期待する意見が大勢を占め、複数の農業委員会を設置しそれぞれの特性を生かし特色を延ばすことも大事ではあるが、1つの行政（新市）と1つの農業委員会が連携・協力して、新市全体の農業振興を図ることが、新市にとってより必要で重要なことであるとの意見を踏まえ、新市農業委員会は、1つに統合することが確認された。

なお、斐川町の委員からは、1つの農業委員会に統合するにあたっては、斐川町農業委員会が深くかかわってきた農業振興策を、新市においても積極的に取り組んでほしい旨の強い要望があった。

【在任特例の可否について】

設置選挙は、合併の日から50日以内に実施することとなるが、その場合、新市の農業委員会が設置されるまでの期間は、農業委員会事務局も設置できないことから、農業委員会の業務遂行が停止してしまうこととなる。そのため、住民生活特に農業者への影響を最小限に留めるべきとの意見から、全ての委員が在任特例の適用が適当との確認がなされた。

在任特例の適用にあたっては、急激な農業委員の減少は、地域に密着し地域農業の振興に深くかかわっているその役割の重要性や農業振興組織の活動に大きな影響が出る恐れがあることなどを考慮し、合併後1年間、法定上限数の80人とし、各市町への配分は、選挙人の数に比例して配分することが確認された。

【選挙区の区域と定数について】

2市5町の区域から少なくとも1人以上は選出されるよう、選挙区設置を要望する農業委員会の意向には、全ての委員が理解を示し、選挙区設置の確認がなされた。

選挙区の区域については、本来2市5町のそれぞれの区域ごとに選挙区を設置することが望ましいが、法令上の制約から、多伎町、湖陵町及び大社町においては、それぞれの区域ごとに単独の選挙区を設置することができない。そのため、農業の形態、地域的まとまり等も考慮し、多伎町及び湖陵町は、佐田町と区域を統合し、大社町は、出雲市と区域を統合し、それぞれ選挙区を設置することとし、平田市、斐川町については、それぞれの区域を選挙区とすることが確認された。

新市の農業委員会の選挙による委員の定数については、法定上限数の40人とし、選挙区ごとの定数配分については、法令上「選挙人の数に比例する」との規定を遵守することが確認された。

なお、出雲市においては、すでに選挙区が設けられていることから、大社町との区域の統合によって、選挙区ごとの定数配分に不均衡が生じることが考えられるので、新市において、他の選挙区との均衡を保つよう調整されたい。

〔第3小委員会調整案〕

これまでの論議及び確認事項を基に、以下の内容を第3小委員会の調整案とすることを確認した。

1. 新市に1つの農業委員会を設置し、選挙による委員の定数は、法定上限数の40人とする。

2. 選挙区を設けるものとし、それぞれの選挙区の区域は、次のとおりとする。

平田市を区域とする選挙区

斐川町を区域とする選挙区

佐田町、多伎町及び湖陵町を区域とする選挙区

出雲市及び大社町を区域とする選挙区

ただし、出雲市及び大社町を区域とする選挙区については、他の選挙区との均衡を保つよう、さらに複数の選挙区に分割するよう新市において調整する。

3. 合併時においては、在任特例を適用し、在任することができる選挙による委員の数は、80人とし、各市町の農業委員会ごとの人数については、選挙人の数をもとに配分し、次のとおりとする。

出雲市農業委員会 26人

平田市農業委員会 16人

斐川町農業委員会 15人

佐田町農業委員会 9人

多伎町農業委員会 4人

湖陵町農業委員会 3人

大社町農業委員会 7人

協議第4号

特別職の身分の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成16年4月16日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

特別職の身分の取扱いについて（総務・企画小委員会付託）

合併協定項目12．特別職の身分の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。新市発足時の給料は、出雲市の額とする。
- 2 新市の市長が選出されるまでの間の市長の職務執行者及びその報酬については、2市4町の市長、町長が合併時まで別に協議して定める。
- 3 市議会議員及び農業委員会の委員の新市発足時の報酬については、出雲市の額とする。
- 4 行政委員会（教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員）の委員数、任期等については、各法令の定めるところによる。新市発足時の報酬については、出雲市の額とする。
- 5 その他の条例で定める特別職については、次のとおり取り扱うものとする。
 - (1) 2市4町に設置されていて、新市においても引き続き設置する必要があるものは、合併時に統合する。
 - (2) 1市町又は数市町にのみ設置されていて、新市においても引き続き設置する必要があるものは、合併時に調整する。
 - (3) 委員数、任期、報酬額等は現行の制度及び同規模自治体の例をもとに調整する。
- 6 特別職の給料及び報酬については、新市において速やかに特別職報

酬等審議会を設置し、現行給料、報酬額及び同規模自治体の例を基に定め、給与、報酬の適正化に努めるものとする。

参考資料：別紙のとおり

出雲地区合併協議会の調整方針

総務企画専門部会組織人事分科会 1

協議項目	特別職の職員の身分の取扱いについて						協議細目
調整の方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。新市発足時の給料は、出雲市の額とする。 2 新市の市長が選出されるまでの間の市長の職務執行者及びその報酬については、2市4町の市長、町長が合併時までに別に協議して定める。 3 市議会議員及び農業委員会の委員、新市発足時の報酬については、出雲市の額とする。 4 行政委員会(教育委員会の委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会の委員)の委員数、任期等については、各法令の定めるところによる。新市発足時の報酬については、出雲市の額とする。 5 その他の条例で定める特別職については、次のとおり取り扱うものとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 2市4町に設置されていて、新市においても引き続き設置する必要があるものは、合併時に統合する。 (2) 1市町又は数市町にのみ設置されていて、新市においても引き続き設置する必要があるものは、合併時に調整する。 (3) 委員数、任期、報酬額等は現行の制度及び同規模自治体の例をもとに調整する。 6 特別職の給料及び報酬については、新市において速やかに特別職報酬等審議会を設置し、現行給料、報酬額及び同規模自治体の例を基に定め、給与、報酬の適正化に努めるものとする。 						
現 況							
特別職の職員の数及び報酬額について	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	
	別紙資料1のとおり	別紙資料1のとおり	別紙資料1のとおり	別紙資料1のとおり	別紙資料1のとおり	別紙資料1のとおり	

別紙資料 1

特別職の人数、任期及び報酬額

給料月額・報酬額の単位：千円(月額) 年額：日額

項目	出雲市	平田市	佐田町	多伎町	湖陵町	大社町	任期
市長・町長	給料月額 1,015	880	750	750	750	779	4年
	現員数 1人	1人	1人	1人	1人	1人	4年
助役	給料月額 860	720	638	638	638	662	4年
	現員数 1人	1人	1人	1人	1人	1人	4年
収入役	給料月額 735	625	563	563	563	584	4年
	現員数 1人	1人	1人	1人	1人	1人	4年
教育長	給料月額 735	625	563	563	563	584	4年
	現員数 1人	1人	1人	1人	1人	1人	4年
教育委員会	定数	5人	5人	5人	5人	5人	4年 但し、市町村設置後最初の任期は2人が4年、残り3人はそれぞれ3年、2年、1年
	報酬額	61 49	63 46	160 125	167 125	163 125	26.3 26.2
選挙管理委員会	定数	4人	4人	4人	4人	4人	4年
	報酬額	34.0 24.5	31.5 22.5	7.0 6.5	7.0 6.5	7.0 6.5	8.2 7.4
公平委員会	定数	3人	3人				4年
	報酬額	15.5 11.5	11.0 9.5				
監査委員	定数	1人	1人	1人	1人	1人	4年 但し、議会選出委員については、議員の任期
	報酬額	107 34	100 21	260 170	300 180	240 120	27.1 17.4
固定資産評価審査委員会	定数	3人	3人	3人	3人	3人	3年
	報酬額	7.0	9.5	6.3	6.3	6.3	6.0
議会	定数	28人	20人	14人	12人	14人	4年
	報酬額	579 502 464	410 365 340	287 238 198	287 238 198	287 238 198	304 252 210
農業委員会	定数	33人	23人	16人	15人	15人	4年
	報酬額	32.0 25.5 22.5	31.0 23.5 20.5	7.1 6.6 6.6	7.0 6.6 6.6	8.6 7.9 7.9	8.2 7.6 7.6

別紙資料 2

特別職の報酬額の類似団体との比較

項 目	報酬額の単位：千円(月額)											：年額	：日額
	松江市	米子市	鳥取市	帯広市	松本市	つくば市	小山市	山口市	都城市	類団平均	出雲市		
市長・町長	1,080	1,068.4	1,080	979	998.1	927	970	960	940	1,000	1,015		
助役	880	882	895	800	819	762	826	785	755	823	860		
収入役	755	754.6	760	698	722.7	680	731	685	675	718	735		
教育長	755	754.6	760	688	684.9	680	693	685	675	709	735		
教育委員会	委員長	72	75.2	74	124	114.2	67	105.6	102	90	61		
	委員	59	56.8	56.5	96	88.5	53.5	88	70	70	49		
選挙管理委員会	委員長	59	37.2	39	59	79.6	38.5	52.8	67	54	34.0		
	委員	35	29.7	31.5	44	66.2	28	46.6	57	42	24.5		
公平委員会	委員長	17.4	29.7	29.5	44	37.2	12	38.8	67	38	15.5		
	委員	15.0	26.5	27.0	33	34.4	12	37.3	57	33	11.5		
監査委員	代表監査委員	168	82.8	81.5	688	114.2	87.0	500	213	125	107		
	議会選出委員	43	37.2	37.0	51	61.4	43.5	37.3	57	47	34		
固定資産評価 審査委員会	委員長(日額)	9	8	9	11	51.1	10	7.3	7	9	7		
	委員(日額)	9	8	9	11	51.1	10	6.7	7	9	7		
議会	議長	615	615	615	580	644	600	540	481	582	579		
	副議長	530	540	540	510	577	540	465	402	509	502		
	議員	500	500	500	470	518	447	510	388	474	464		
農業委員会	委員長	40	62.5	56	72	100.9	67	51.8	111	71	32.0		
	部会長										25.5		
	委員	27	31.2	28.5	44	49.5	57	42	62	41	22.5		

協議第5号

各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて、次のとおり協議する。

平成16年4月16日

出雲地区合併協議会

会長 西 尾 理 弘

各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについて

（産業・建設小委員会付託）

合併協定項目24．各種事務事業（建築・景観関係）の取扱いについては、次のとおりとする。

1 特定行政庁の設置

合併時に組織の充実を図り、出雲市の例により、本庁で一括して建築確認申請の受付、審査等を行う。

2 景観条例

現行のとおり新市に引き継ぎ、新市において出雲市まちづくり景観条例を基に、ふるさと島根の景観づくり条例との調整を図り、新市景観条例を制定する。

緑化助成制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に出雲市の例を基に、新たな緑化助成を制度化する。

3 築地松保全事業

新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。

参考資料：別紙のとおり

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-1

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い		協議細目		協議細目	
調整の方針	築地松保全事業					
	築地松保全事業については、新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。					
現況						
出雲市	平田市	田市	佐田町	多伎町	多伎町	多伎町
<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>島根県と2市2町(出雲市、平田市、斐川町、大社町)による築地松景観保全対策推進協議会を組織(平成6年度～)</p> <p>この協議会は島根県が8,000千円、各市町が2,000千円ずつの合計16,000千円の予算で運営されており、築地松維持管理経費助成事業や普及啓発事業を実施している。</p> <p>維持管理経費助成事業</p> <p>出雲市分予算は2,000千円</p> <p>協定区分により築地松維持管理(剪定、枯松伐倒、防除等)経費の1/2(上限80千円)または1/3(上限50千円)を助成</p> <p>普及啓発事業</p> <p>広報誌の発行、ホームページの更新、技術研修会、松苗配布、陰手刈り職人座談会等。</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>島根県と2市2町(出雲市、平田市、斐川町、大社町)による築地松景観保全対策推進協議会を組織(平成6年度～)</p> <p>この協議会は島根県が8,000千円、各市町が2,000千円ずつの合計16,000千円の予算で運営されており、築地松維持管理経費助成事業や普及啓発事業を実施している。</p> <p>維持管理経費助成事業</p> <p>協定区分により築地松維持管理(剪定、枯松伐倒、防除等)経費の1/2(上限80千円)または1/3(上限50千円)を助成</p> <p>普及啓発事業</p> <p>広報誌の発行、ホームページの更新、技術研修会、松苗配布、陰手刈り職人座談会等。</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>なし</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>なし</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>なし</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>なし</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>なし</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>
<p>【関係条例】築地松を活かしたまちづくり要綱</p>	<p>築地松を活かしたまちづくり要綱及び平田市築地松景観保全対策推進事業費補助金交付要綱</p>					

出雲地区合併協議会の調整方針

建設・上下水道専門部会 都市・建築分科会 3-3

協議項目	各種事務事業(建築関係)の取扱い	協議細目	築地松保全事業
調整の方針	築地松保全事業については、新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。		
湖 陵 町	現 況	大 社 町	調整の具体的内容
<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>なし</p> <p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>【築地松景観保全対策推進事業の概要】</p> <p>島根県と2市2町(出雲市、平田市、斐川町、大社町)による築地松景観保全対策推進協議会を組織(平成6年度～)</p> <p>この協議会は島根県が8,000千円、各市町が2,000千円ずつの合計16,000千円の予算で運営されており、築地松維持管理経費助成事業や普及啓発事業を実施している。</p> <p>維持管理経費助成事業</p> <p>大社町分予算は2,000千円</p> <p>協定区分により築地松維持管理(剪定、枯松伐倒、防除等)経費の1/2(上限80千円)または1/3(上限50千円)を助成</p> <p>普及啓発事業</p> <p>広報誌の発行、ホームページの更新、技術研究会、松苗配布、陰手刈り職人座談会等。</p>	<p>【単独での築地松保全行政】</p> <p>なし</p>	<p>築地松保全事業については、全国的にも貴重で美しい出雲平野の築地松景観の保全と活用を必要とすることから、現在2市1町(出雲市、平田市、大社町)、斐川町及び島根県で築地松景観保全対策推進協議会を設置し啓発事業、築地松維持管理経費の助成を行っている。</p> <p>築地松保全事業については、新市において、引き続き築地松景観保全対策推進協議会に加入する。</p>
【関係条例】	築地松を活かしたまちづくり要綱		